

# 平成17年第1回三笠市議会定例会

平成17年3月14日(第2日目)

## 議事次第(第2号)

- 1 開議宣告
- 2 議 事
- 3 延会宣告

## 議事日程

日程第1 議案第18号から議案第25号までについて(大綱質問)

## 出席議員(15名)

議 長	9番	扇 谷 知 巳 氏	副議長	6番	田 中 茉莉子 氏
	1番	晴 山 貞 光 氏		2番	斉 藤 勲 氏
	3番	齊 藤 且 氏		4番	佐 藤 孝 治 氏
	5番	儀 惣 淳 一 氏		7番	藤 浪 成 憲 氏
	8番	高 橋 守 氏		10番	猿 田 重 夫 氏
	11番	谷 津 邦 夫 氏		12番	北 沢 紘 一 氏
	13番	森 田 三 男 氏		14番	熊 谷 進 氏
	15番	岩 崎 賢 治 氏			

## 欠席議員(1名)

16番 阿 部 進 氏

## 説明員

市 長	小 林 和 男 氏	助 役	西 村 和 義 氏
収 入 役	村 本 丈 尋 氏	企画総務部長	山 田 勝 次 氏
企画振興課長	松 本 哲 宜 氏	総 務 課 長	富 樫 誠 氏
財 務 課 長	磯 瀬 孝 氏	納 税 課 長	土 岐 学 氏
市民生活課長・	吉 田 正 幸 氏	保健福祉課長	浜 本 和 孝 氏
選管事務局長			
経済建設部長	西 城 賢 策 氏	行革推進部長	木 澤 榮 氏
行革推進課長	本 田 稔 雄 氏	教育委員長	大 野 政 行 氏
教 育 長	富 樫 繁 樹 氏	教 育 次 長	深 田 智 明 氏
学校教育課長	中 村 正 法 氏	社会教育課長	田 中 哲 也 氏

病院事務局長 署長兼 総務予防課長	森原 裕 氏 富田 照 男 氏	消 防 長 警 防 課 長	作佐部 康 則 氏 石 岡 竹 志 氏
消 防 課 長 監 査 委 員	辻 道 元 信 氏 杉 田 忠 正 氏	生活安全センター長 監査委員事務局長	工 藤 英 美 氏 前 田 貢 氏
出席事務局職員			
議会事務局長	川 端 信 保 氏	総 務 係 長	小 田 弘 幸 氏

開 議 宣 告

議長（扇谷知巳氏） ただいまから、本日の会議を開きます。  
これより、議事に入ります。

日程第1 議案第18号から議案第25号までについて  
（大綱質問）

議長（扇谷知巳氏） 日程の1 議案第18号から議案第25号までについてを一括議題とします。

これより、市政執行方針及び教育行政執行方針並びに議案第18号から議案第25号までについての大綱質問を行います。

大綱質問については、藤浪議員ほか5人からの通告がありますので、通告順に従い順次質問を許可します。

7番藤浪議員、登壇質問願います。

（7番藤浪成憲氏 登壇）

7番（藤浪成憲氏） 平成17年度第1回定例会に当たり、通告順に報告いたしますので、よろしく御答弁のほどお願い申し上げます。

まず初めに、地域防災対策についてであります。昨年の日本列島は多くの災害事故がありました。台風あり、地震あり、災害ありと大変な年でありました。三笠においても、台風の被害がありましたし、地震も何回も小さな地震が続いております。海外ではインドネシアのスマトラ沖地震で津波が起き、予期しない被害があり、多くの人が亡くなっております。災害は予告なしに訪れます。新潟中越地震から始まり、釧路、日高、日高沖地震と起こり、今、日本国民は地震について敏感になっております。NHKはじめ、民放放送も地震の起こり得る場所を特定しており、注意を促しております。北海道も頻繁に地震が起きており、当市の市民も地震について敏感になっております。もし、7度強の地震が発生したとき、どのような被害が発生し、どこへ避難したらよいのか、シミュレーションができているのか、そしてそのような内容を作成し、各家庭に配布されますと、市民はある意味で安心すると思いますが、いかがでしょうか。

某テレビ局の発表では、釧路沖付近と、また早来から美唄に沿って活断層が走っていると発表されております。あす起きるか、30年後に起きるか、未知であります。地震発生が起きる可能性が高いと言われております。三笠市は桂沢湖、仙太郎沢、ヌッパの沢等々沼があり、まちには幾春別川が流れており、その川にも何本も橋がかかっております。これらはどのくらいの震度により崩壊し、地域にどのような被害をもたらす、そうし

た場合にどこに避難したらよいか、そしてそのような内容の書を各家庭に配布し、半永久的に保存していただけるかどうか、御答弁をお願い申し上げます。

次に、財政問題にかかわる市税等々、滞納について質問させていただきます。

さきの本会議においても質問させていただきましたが、市長は職員は一生懸命頑張っ  
て徴収に歩いているとの答弁でありました。実際問題、職員の方々が手分けしながら徴収に  
当たっていると思いますが、道・市民税は若干未納額が少なくなっておりますが、下水道  
使用料や受益者負担金などは反対に滞納が前年度より多くなっていると思います。総体的  
には平成16年度は前年度より減少しておりますが、収納率が道内で2番目に低い三笠市  
は、全職員体制で徴収に当たっており、頭が下がる思いであります。地方交付税削減が進  
行中、自助努力次第で税収が伸びます。市税は合併せずに自立で進んでいる本市にとって  
貴重な財源と考えます。市税等滞納は、資力があるのに納税しない場合は財産を差し押さ  
えるというような考えがあるのでしょうか。

各地方自治体は、この滞納問題では大変頭を痛めております。本市も特別に滞納整理班  
を設け、道の税職員と市職員との滞納整理の技術の面で協力し合い、徴収を効率的に進め  
る上で必要と考えますが、いかがでしょうか。

よろしく答弁のほどお願い申し上げ、演壇での質問を終わらせていただきます。よろし  
くお願いいたします。

議長（扇谷知巳氏） 市長。

市長（小林和男氏） それでは、私の方から総括的な部分について、まずお答え申し上  
げたいと思っております。

一つは、地域防災計画についてであります。特にただいまの質問をお聞きいたします  
と、地震災害が非常に頻繁に日本国だけでなく多発しているということでありませ  
ども、これは前の議会でも申し上げたわけでありませども、期間が短いという意味で  
は多発しているように感じませども、気象庁が発表している地震の回数あるいはそれ  
ぞれの年ごとに出来るものについては、決して特段多く発生しているというようなこと  
もございませんでして、そういう意味からしますと、今特別な事情があるのかという点に  
ついては、はっきり言える状況下にはないのではないかとこのように思っております。

ただ、私どもはそうしたことが、特に台風とか、あるいは集中豪雨とか、あるいは大雪  
だとか、そういった部分についてはある程度予測できるわけでありませども、残念な  
がら地震についてはまだそこまでいっていないというのが実態でございました。ただ、確  
率として起きる可能性はここ何年以内にあるということをお過去のデータを通して言える  
ことありまして、そういった意味からいたしますと、極めて地震については難しい問題が  
あるのではないかとこのように思っております。

先ほどお話ございましたように、各家庭にこういう地震災害があったときにどうすべき  
なのかというような、知らしめるような方法はないのか、あるいはすべきでないのかとい  
う御意見ございましたけれども、日常生活の中で、それでは御指摘のありましたように震

度7以上の地震が起きたときにはどうするのかということでありまして、震度7以上の地震が起きたとすれば、まず三笠のまちは壊滅的な状態になると言わざるを得ないと思うのです。かつて震度の測定は最高が6でありましたけれども、さらに6の範囲が非常に広いというようなことから、新たに震度7という数字を設けましたけれども、それになった場合には、正直に言って行政としての対応能力は全く私はないというふうに考えざるを得ないと。つまり、すべての建物が崩壊してしまうということになるかと思ひます、7以上ということは。

そんなことを考えますと、ただ、それ以下の場合については、それぞれの家庭が、例えばよく釧路沖地震、十勝沖地震あるいはそのほかの日高沖地震なんかに見られるように、たんすが倒れてきたとか、あるいはテレビが倒れてきたとかという、そういった部分には、倒れないような方策をそれぞれの家庭の中で工夫していただく。そういった面ではこういうことに気がついた方がいいのではないかという、そういったことについては知らしめる必要がありますけれども、7以上が襲ったという場合については、まず極めて厳しい状況になるのではないかというふうに思っております。地震が起きた場合の対応等についても、なかなかこれは季節的に夏のような暖かいときであればある程度ありますけれども、また今のように冬、しかも大雪があるというような状態のときには、なかなか対応の仕方もそれぞれ千差万別があるというふうに思ひますので、そういった部分について、ただ災害という大きな立場から、これだけではなしに、いろいろな意味でそれぞれ各家庭で対応できることについては対応できると、そういった部分については、今後とも市民に対していろんな機会あるいはまた情報等も、あるいはこういう対応の仕方があるといったこと等については知らせていきたいなど、このように考えているところでございます。

最近、あちらこちらで地震による大きな災害が多いものですから、市民の皆さん方も大変不安に思っているかと思ひます。特にこの石狩低地東縁断層帯というのが岩見沢から早来まで約55キロにわたってあるわけでありましてけれども、この中では例えばこの資料は北海道が調査に基づいて出した資料でございます。平成10年から平成12年にかけてボーリング調査などを行って、過去のデータを含めながら分析した結果が出ておりますが、特にここでは岩見沢断層、栗沢断層という二つの断層、それからまた、これつながっているかどうかまだ確認しておりませんが、泉郷断層、馬追断層というのが二つまたつながってあるわけです。さっき申し上げた岩見沢断層、栗沢断層とあと言った千歳から向こうにある断層がつながっているかどうかということは、まだ調査は完了していませんけれども、恐らくつながってはいないのだろうということいろいろやりましたけれども、大体三笠に一番近いこの岩見沢断層については、私たち三笠の行政区域の中では全く考えられない、つまり岩盤が生成される年代が、今言われている断層のところは非常に歴史的に浅い時間帯ででき上がった。特に三笠は御承知のように、上部蝦夷層群、中部蝦夷層群と言われるように、今から約8,000万年前の海底で堆積された堆積岩でその基底が覆われておりますから、極めてしっかりとした岩盤でできておまして、したが

まして地震も極めて少ないと。また、そういうところでなければダムをつくらないというのが鉄則でありますから、そういった面では安心かなというふうに思っております、正直申し上げて、三笠が先ほど藤浪議員がおっしゃったように震度7以上の地震がもし起きたとすれば、北海道は壊滅的な状態になるだろうというふうに思っております。

ただ、地震はそんなにしょっちゅう私たちの感じる有感地震というのは極めて少ないと言いながらも、日本列島というのはすべて火山でほとんどできている国でありますから、そういった面では、大陸から見ますと回数等について多いわけであります。市民が安心して日常生活ができるように、あるいはまた小さな地震ができたときに、そういった家にあるものによってけがをすると、そういったことについてはないように、そういった行政としての市民に向けての情報等について知らしめていく必要があるのではないかと、このように考えているところでございます。

それから二つ目は、滞納状況とその進捗状況というようなことで御指摘がございました。議員もお話しておりますように、私どもとしてはそうした財源は極めて重要な財源でありますから、何としてでもその未納あるいは滞納、そうしたことのないように一生懸命職員で取り組んでまいっております。

そういったこと等については、細かいことについて所管の方から答弁させますけれども、この自主財源の確保というのは、三笠のまちの自立を進めていくためには極めて重要な課題でありますので、滞納問題の解決はどうしてもやらなければ大きな課題だというふうに認識しているところであります。

現在、いろんな方法を持ちながらもその取り組みに誠意努力いたしているところでございますけれども、まだ100%という状況には至っておりません。滞納解消に誠意の見られない悪質滞納者に対しては、法律に基づいたり、あるいはまた条例に基づいて差し押さえ、あるいはまた使用料、住宅料の問題、水道料等についても給水停止あるいは住宅の明け渡し、あるいは国保なんかについては資格証明書の発行等で強制措置をいたしているところでございます。しかし、それとてもなかなかうまくいかない部分については、最後の手段として法的な措置をさすべく取り組んでおりますが、これには一定の裁判所に訴える場合には、議会の同意をいただかねばならないという決議もございまして、できれば、もっとこれらがスムーズに、かつ迅速的にやれる方法として議会の皆さん方にも相談しなければならぬ事態がこれから生まれてくるのではないかとこのように思っておりますので、そういったことを含めながら、効率的に進めるための努力をしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上、総括的に申し上げます、細かいことについては所管の方から答弁させたいと思いません。以上です。

議長（扇谷知巳氏） 消防長。

消防長（作佐部康則氏） 藤浪議員からの質問でございますけれども、最初に農業用のダム施設等ということで質問と、それからもう一つは市内にある橋梁の耐震性等の関係、

それからもう一つにつきましては市民への避難場所という、この3点という中で御説明をさせていただきたいと思います。

(「そんなこと聞いていないよ。質問していないよ」の声あり)

消防長(佐佐部康則氏) 1点目の農業用のダム施設でございますけれども、違いますか。

議長(扇谷知巳氏) 助役。

助役(西村和義氏) ちょっと私から簡単に答弁申し上げたいと思います。

まず、どこに逃げたらいいのかということをお聞きしているのかということをお聞きになったと思います。これはどこに逃げたらいいのかということにつきましては、以前に広報等で周知はしております。ただ、一定の見直しは必要かなというふうに思っております。この地域防災計画というものを今作成してはいるのですが、実態に合わない部分というのもしっかりございます。質問者が指摘されたように、昨年起こりました風台風、これは極めて三笠市にとってはまれなことでありまして、すぐ迅速に対応しなければならない。さらに、市民周知も図らなければならない。これ、雪ですとか雨の場合はある程度の時間があるものですから、そういった体制をつくるのは案外今までもやっけてきているという経験もありますけれども、風という部分については極めてこれはなれていなかったということがあります。ですから、そういった点についても、この防災計画の中できちっと今位置づける作業をしております。そういった意味で、これをまず完全に見直しをするということを今やっております。

それともう一つ、水道水の事故もございました。こういうこともこの防災計画の中では想定はある程度しているのですが、まだ若干不足している部分があります。今回の事故の対策についても、やはりこの防災計画の中できちっと見直しして、また位置づけをはっきりさせる必要があるだろうと強く認識しているところでございます。そういった意味を含めまして、この防災計画をきちっと見直しを今している作業中でございます。これができたら、きちっと市政執行方針でも述べておりますとおり、防災安全ガイドを市民の皆さんに配付したい。そこにはもちろん避難場所も含めて。避難場所等につきましても、例えば洪水等の場合は低いところに避難場所を示しても、これはだめですから、避難場所は一定のところは各地域でそれぞれ示しますけれども、それぞれの災害の状況によっては、こういう場合はこっち、こういう場合はこっちという使い分けもある程度これはしていかなければならない。また、季節によってもこれは使い分けも当然必要になってくるだろうと、そう思っておりますので、こういうことについては、今きちっと防災計画の中で整理した上で、市民周知をきちっと図りたいと思っておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

それから、沼とか川の話もございました。川については今ハザードマップというのを以前作成しましたが、石建ともちょっと話しているのですが、来年度ぐらいに改めてハザードマップの見直しをする予定としております。これは、どこまで洪水、水がつかると、

そういうマップですから、今、一定のものはあることはあるのですが、これは見直しを来年度に向けてやるということで、今、石建の方と話ししております。この辺も新しいマップができれば、きちんと周知したいと思いますし、そのどこに逃げたらという部分につきましても、これは先ほどのとおり、その災害に応じてそれぞれの地域ごとにはっきりと避難場所というものを明示して周知したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（扇谷知巳氏） 企画総務部長。

企画総務部長（山田勝次氏） 滞納の部分でございます。

1点が財産差し押さえの考えがあるかということですが、ただいま市長が申しあげましたように、そういったことで取り組んでおります。部分的には予算措置するところもありますので、個々に具体的な御質問があれば、2問目以下の中でさせていただきたいと思っております。

それから、北海道との関係でありますけれども、今までも既に取り組んでいるものの一つとしては、具体的に差し押さえと、あるいは徴収体制という中では、空知支庁あるいは税務署等の中で協調体制はとっております。現実には、今回ある会社の生命保険、これを北海道の方が察知いたしまして、三笠市と協働で差し押さえをやっている会社でありますけれども、この部分を協働で生命保険の差し押さえをしたと。三笠市の方にその配分として百数十万円、既に収入になっております。そういった中で、できることはやっております。

それからもう一点、市政執行方針でも若干うたっておりますが、この滞納問題の解決のための一手法として、北海道と職員の交流を2年間行います。この中で、三笠市から派遣する職員ははっきり行き先も決まりまして、市町村課ということで、いろんな全般についての仕事をしながら、いろんな力を持ち帰ってくるということで、市町村課で2年間職員を派遣いたします。受け入れる職員は納税課ということですが、これも単なる職員ではなくて、今現在北海道の中で実務としてこの仕事に携わっている職員と、かなりの力のある職員ということで北海道には要請いたしまして、三笠市の希望どおりの職員を派遣いたしますと、ここまで確定いたしております。これを納税係に主査職として配置をいたしまして、実務の徴収ももちろんやっていただきますし、ノウハウを生かして職員にこれはこういうことで強制措置の場合はこういうことが事前に必要だとか、我々の不足なところを日常の中でそれを取得するということをあわせてやっていくというふうに取り組むことに決めております。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 藤浪議員。

7番（藤浪成憲氏） ちょっと具体的に個々に質問させていただきます。

市長の総括的な答弁の中においては、かなり地震のことに対しては把握されていると。しかし、私が申しあげましたように、震度7強が来たらもう全部だめになってしまうのだ



という話でございまして、そのとおりかもしれません。それでは、5や6だったらどうなのだろうと。例えば桂沢ダムは震度5や6では大丈夫ですよという話でございました。それでは、先ほど消防長が答えようと思って何かちょっと私の質問もおかしかったと思うのですけれども、それではヌッパの沢のあの土堀は、ではどのくらいの震度によったら、あれ崩壊してくるのかというのが推定できるのかどうかということがあります。それから、ヌッパもそうですけれども、仙太郎沢もありますよね。

それから一番の問題は、私最近思うのは、幾春別川にかかっている川の橋がかなりあるのです。古いのもあれば新しいのもあると思うのです。では、これが地震がどのくらいの震度によってどのくらいの崩壊になってくるのかと。そうしたときに、一番心配するのが水なのです、今言っているのは。そうすると、水が上にあふれてくるのではないかというような危険度が高い。この辺のところを心配するものですから、演壇では7強と言っておりましたけれども、5でも6でも結構ですよ。どのくらいのあれが来たときにどういうふうになるのか。本当に忘れたころに災害というのはやってきます。実は、昭和55年か56年あたりに、僕が有明町に住んでいるとき、床下浸水というのがあったのです。これは台風だったと思うのですけれども、これも予期せぬことが起きるわけです。だから、先ほど市長が言ったように、7だったらもう崩壊してしまうよと言いますけれども、いや、5や6でも違ったときにそういった崩壊というよりも、そういった被害がある。そうしたときに、どこに避難するかという問題が各町内会ではわかっていない人が多いのですよ。それで、僕は今回の質問に立つに当たりまして、先ほど助役さんが言っていたいただきましたけれども、できるだけ避難場所を設定したい。そういったものをつくって、各家庭に配付したいというようなお話をいただきました。ですから、ある意味では町内の人も安心してられるのかなというふうな、そういうものを配っていただければ、安心していただけるのかなというような気もしますけれども、被害を受けて安心なんていうことは本当はあり得ないのですけれども、その辺のところをひとつお聞かせ願いたいなと思います。

それともう一つは、幌内にもずり山がありまして、あの山の上にも水がかなりたまっているのです。これはもう僕も前からわかっていることなのですが、ではこれもどのくらいの震度によってあれの水が流れて出てくる、濁流が流れてくることなのか。これ、夏、秋になると、これ湧水してしまってなくなってくる可能性がある。しかし、先ほどから言いましたように、災害というのはいつ来るかわからないというようなところから、この辺のところもどのくらいの水がたまっていて、どのくらいだったらあれするのかなという推定できるのかどうかということを、まず質問させていただきたいなと思います。

一番の問題は、やっぱり川の魚染の滝に行くとわかりますけれども、かなりの水の量なのです。これはダムから放水しているときのことなのかわかりませんが、僕が見ている限りにおいては、いつもかなりの量です。これ、橋が一つ壊れただけでかなりの水がはんらんしてくるというような気がするのです。僕が先ほど言いましたように、有明町にいたときにヌッパのあれがしたときも、これは台風か何かでははんらんして、予期しないこ

とが起きるのが、これ事故ですから、その辺のところ、まずちょっと教えていただきたいと思えます。

議長（扇谷知巳氏） 市長。

市長（小林和男氏） まず、第1点目の水害のことですけれども、私も2回ほど水害が続いておりまして、私は市長になってから、この災害の問題を議論するときにお話しするのですが、実は私の経験で申し上げますと、避難しなければいけないという連絡が入って出たときには、実はもう水の中をこいでいたというのが実態なのです、正直な話。当時、おふくろがよたよたしていましたから、私がおんぶって家内が子供の手を引いて、そして水の中を越えて今の市民会館に避難したという記憶を持っておりまして、ですから水害はある程度予測つきますから、そういった面では事前に、水があふれる前に早く避難させるという対応をしなければ、水が出てから避難するようなことの連絡が入っても、かえって危険が増すということになるのではないかというふうなことで、できるだけ避難する前に、むしろ家にいた方が安全という場合だってあり得るわけでありますから、そんなこと等も今後十分対応していかなければならないだろうというふうに思っているところでございます。

御指摘のとおり、過去の三笠でダムができてからの水害は、大きな水害というのは二つしかございませんでした。これはほとんど中小河川であります水が、その中小河川自身の堤防が十分でないためにあふれて、住民が住んでいるところに流れてきたという場合が、私の記憶の範囲の中ではあるわけでありまして、それもある程度改修されました。平成の代になってからは、一度もございません。それは堤防の改築等もあったかと思えます。それとまた、桂沢ダムの観測といいますが、気象庁の観測が非常に発達して、ある程度の雨量の降る量が推定できるということで、ダムの水を早めに流していくという調整が来たために、支流の水が本流である幾春別川に確実に飲み込めるという状況をつくり出してきているから、そういう被害が少なくなったのではないかというふうに思っております。

しかし、今日の気象状況を見ますと、台風がなくても集中豪雨というのがここ数年全国各地で起こっておりまして、特に予想もつかない大量の雨が一時期、短時間の間に降るといようなことから、逆に川とも全く縁がない中で、昨年も実は三笠市の中で何件か、その降った雨水を処理する機能が弱いために、そういった部分ございまして、今年度はそういったことがないように、雨水対策を十分やるために予算措置をさせていただいたところでございます。

それからまた、地震等についても、現在起きた場合に農業ダムなんかはどうなのだという御指摘もありました。御承知のように、それぞれ農業ダムは市内では10カ所ございます。この10カ所については、ただこの農業ダムというのは、必要なときに水を集めるということで、それを過ぎますと、特段桂沢ダムのように発電とかかんがい用だとか、あるいは飲料水とかということとは若干違って、必要なくなった場合には、農業ダムについてはほぼ水位を下けているというのが実態でございまして、そういうことで農業ダムが破壊

するという事については、三笠の場合は今までになかったと。ただ、しかし、大きな地震があったときに、それはどうなるかといった問題については、今後十分関係者と研究してまいりたいと、このように考えているところでございます。

あと細かいことについては、また関係者の方でお願いいたします。

議長（扇谷知巳氏） 経済建設部長。

経済建設部長（西城賢策氏） 私の方から答弁申し上げるのは僭越かもしれませんが、藤浪議員の御疑問に対して、私どもがわかる範囲でお答え申し上げたいと思います。

今後、答弁申し上げる部分につきましては、関係各機関に私どもなりに御照会を申し上げて承知した範囲での内容あるいは必要がある部分については、コンサル等の御意見を参考にしながらということでございます。

大きく御質問ありますのは、震度5あるいは震度6の場合と、この震度6というのは非常に想定しがたい、まだ体験の範囲ではありませんが、震度5に近いもの、あるいは震度5弱程度のもは三笠でも過去に生じているという背景がありますから、それらからすると、まず一つ目にダム等の問題でございますけれども、ダムに関しましては、私どもの建設事務所がちょうど今入っておりますので、建設事務所とも昨年の春の段階でそれらの御疑問がありました際に照会いたしましたのと、今回もまたどうなのだろうかというお話をさせていただきました。

基本的にいいますと、ダムの設計というのも震度幾らに対応するという数値をもってやっているというわけではないのですと、こういうお話でございまして、現在の日本の基準でいうと、現在の日本にダムについては、重力加速度に対してということですから、ものが上から下に落下する。それが徐々に時間とともに激しくスピードを増す。そのスピードを増すのが水平に動いた場合にどういうふうな変化が出るだろうかということ予測して、その水平の振幅がどんどん大きくなるによって破壊力が増すといいますが、そういう感度で、それらに耐え得る構造をダムが有しているかないかということが一般的に判断の一つの基準になるということございまして、ダムの設計については重力加速度の0.12倍、12%で積算をなさうということになっているということでございます。重力加速度を一言で言いますと、980ガルといひまして、1秒間にガルというのは1センチずつ振幅幅が大きくなることをガルと表現するということでございますから、980ということは980センチで、1秒間に振れる幅が最初よりも大きくなると、こういうふうにご考慮いただくべきなのかなというふうにご考慮すけれども、したがって大きく振れますから、破壊力も逆に戻ろうとするときに破壊力も増すと、こういうことなのでしょうけれども、全国のダムの設計震度というのは、0.1から0.5で設計されていると。先ほども申し上げた0.12を超える部分がほとんどということございまして、過去に阪神淡路大震災、宮城沖の地震、釧路沖地震等を含めて被害をこうむった事例は全くないと、日本では、震度法による震度設計の安全性の高さが立証されているということが言われております。

それから、なおかつ先ほど市長の御答弁にもありましたように、よく活断層ということ言われます。この地域については、接近している部分が石狩東縁断層帯というのがありますが、それらについては第4期の地層上に断層帯ができるということでございますけれども、それらについては一切私どもの桂沢ダム等あるいはぼんべつダムを施工するに当たっても、活断層上には一切つくらないということを制定いたしております、その意味では、以前に私の記憶では、消防さんの方からも大体通常の震度のマイナス2くらいがそういう岩盤と活着している場合に起き得る、あるいはダムに与える影響の震度ということですから、例えば震度5ですと震度3、あるいは震度7ですと震度5というようなことが一般的な感度として言われるということのようでございます、これが確定的な数値というふうに申し上げるわけにはいきません。つまり震度幾らでどう設計しているというものではないということでございますけれども、非常に日本のダムは安全性の高いものだということで、今回もどうなのでしょうかとこのように申し上げたのですが、ダムが崩壊するとかということについては、岩盤と完全に一体化しているという状況で日本のダムはつくっているように、ダムが崩壊するというについては非常に考えにくいですねということのお話ございました。

それから、仙太郎沢とかヌッパのため池がありまして、これが下流に影響を与える心配はないのかということでございます。これは、やはりため池側に、つまり管理している北海道都市開発側にお聞きした部分もございしますが、やはり設計震度というものは持っていません。これはダムと同じ考え方のだろうと思いますが、さらにダムですと直角に壁を立てますが、これもため池の場合は全くなくて、山なりにダム構造を持っているということです。一般的には震度4以上になると調べなさいと、調査をなさいと。その結果を空知支庁に報告をなさいという形になっているということですから、その意味でいうと、震度4以上の強度は持っていて、それ以上の強度があるだろうと。もう一つ、ヌッパのためは創成期には飲料水道として活用していた部分がありますが、現在は全くため池、つまり農業用のものということになりますから、その点でいうと、ヌッパのためも一時期水がずっと多くなりますが、また、ないときには非常に少なくなるということです。ため池の目的は治水ではありません。農業用に水が必要なときに貯留するというところでございますので、市内の多くのほとんどのためは、必要のない時期については水をそのまま水門を下部からあけて流してしまうということでございます。つまり河川と一体的に活用するという形になっているということでございまして、その意味では必要以上に水をためて、強度以上に水をためるということについては、ちょっと考えにくいものだということにお聞きしております。

それから、橋についてであります。橋につきましては、先ほど幾春別川にかかる大きい橋ということでございましょうけれども、橋の設計の概念といたしましては、重要度が高い橋については強度も大きく、それから比較的に重要度の低位にある路線については、それほどうるさくない。きつい規定を持っていないということでございますけれども、それ

にいたしましても、強度というのはある程度持たせなさいと。つまり災害時等に対しても、きちっと機能するようというものが、最近の設計概念ということでございます。

そこで、少し調べましたものについて整理をいたしました。橋梁の対する耐震性ということで、ここの部分については、先ほど特に申し上げましたコンサル等の専門的意見、つまり私どもにも優秀な技術屋さんがたくさんおりますが、最近では橋梁に関しては特に専門化しているということでございまして、専門知識をどうしても得なければすべての部分についてわかるというものでございませぬので、その部分、聞き取りました部分を主にお答えを申し上げたいと思います。

現在、橋の設計に関する考え方は、国が示す道路橋の技術基準に基づき取り扱われておりまして、社団法人日本道路協会が発刊する道路橋示方書・同解説により整備が進められています。これによると、橋梁設計における耐震設計の考え方は、地形、地質、地盤条件、立地条件等を考慮し、耐震性の高い構造形式と各部材及び橋の全体系が必要な耐震性を有するよう配慮することが求められています。そこで、この中に特に設計震度を示す具体的な数字というのはありませんけれども、設計水平震度から地震の加速度を求めると、先ほどちょっとダムの部分で申し上げました部分ですが、地震の加速度イコール重力加速度掛ける設計水平震度というふうになっておりまして、橋の場合はダムを超えてさらに0.2というふうになっています。ダムは先ほど0.12と申し上げましたが、0.2と、さらに強くしなさいということになっておりまして、重力加速度が980ガルでありますから、計算いたしますと、ほぼ約200ガルということになります。新震度階でいいますと、この200ガルは強震、5弱ないし5強に該当いたします。ということになりますことから、この程度の安定性は確保されていると考えられます。この考え方は橋の供用期間中に発生する確率が高い地震に対して、橋として安全性を損なわない性能を保持するという理念に基づきます。

北海道における大地震の可能性としては、先ほど市長も申し上げましたが、本年1月に報道された阪神淡路大震災から10年という北海道新聞での記事が記憶に新しいところですけれども、この中で活断層が美唄から早来町にかけて存在し、石狩低地東縁断層帯として今後30年以内に最大6%の確率で発生が考えられるとされています。

大規模地震の発生と橋の関係については、専門家の意見を求めたところ、設計レベルを超える地震の場合でも、橋長の短い橋梁の場合は、水平振幅が小さいため、落橋が考えにくいとのことであり、おおむね25メートル以上の橋の場合が考えられると。当市市道には現在23橋あります。あえて市道を申し上げましたのは、やはり先ほど申し上げましたように、強度がより低いものを対象にして物を考えるべきだろうということでございます。

そこで、道道、国道にも当然橋はかかっておりますけれども、その意味では市道を検証することによって、よりさらに上の強度を持っていると、こういうことでございます。

そこで、これらについて落橋防止対策が必要となりますけれども、一般的には橋台、橋

脚と橋げたを鎖のようなものでつなぐという防止策が最も安定して対応できる方策でありますけれども、これは専門家の意見では1橋当たり1,000万円程度、これは超概算で答えてくれというふうに申し上げたのですが、と考えられるということでありまして、これによる対応が不十分な場合については、橋台、橋脚、橋げたの補強がさらに必要になるということで、大きな費用が生じるということになります。つまり他の行政需要との関係を勘案しながら、検討しなければならない課題だというふうに所管ではとらまえさせていただきます。

当所管といたしましては、想定レベルを超える大地震が発生した場合のリスクとしては、ほかにも多種多様な被害が考えられる中であって、特定の橋梁が落橋あるいは倒壊等があったとして、他のルートにより当該地区へ到達する方策が全くないという場合については、現時点で直ちに改修すべきものだというふうに考えますけれども、一定の対応を図ればそうした地区は現在考えられるところは、弥生の花月園地区以外にはないものというふうに考えておりまして、そうした最悪の事態が生じたという場合には、別ルートがあれば、かけかえなどで必要な措置を講じるということを経験しているところでございまして、当面そういう形で処理をせざるを得ないのかなというふうに考えております。

また、弥生については唯一のつり橋でありまして、倒壊等の可能性というのは、あの構造上からいうと極めて考えにくいというふうに所管では考えているところでございます。

なお、本件に関しましては、北海道においてもなお検討中ということございまして、まだ未実施であります。さらに周辺市町村におきましても、実施事例を承知してまいりませんが、制度調査や他自治体との研さん等も含めて、今後なお研究・検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（扇谷知巳氏） ずり山。ずり山の件は。

7番（藤浪成憲氏） ちょっと時間ないから早くしてくれる。簡単に。

議長（扇谷知巳氏） 消防長。

消防長（佐佐部康則氏） 幌内のずり山の関係でございますけれども、沼につきましては、私どもちょうど3年前でしたか、平成14年の6月ころだったと思いますけれども、テレビドラマのサバイバルという番組がございまして、その中で藤浪議員がおっしゃってましたように幌内の中央町と、それから弥生桃内町、奔別のずり山でございますけれども、その2カ所につきましては承知はしております。しかしながら、もうそれから3年たっておりますものですから、沼の規模ですとか、深さですとか、どのような大きさであるかということがわかりませんものですから、この点につきましては雪解け後に関係所管の方と現地視察をしたいなと、こう考えております。

議長（扇谷知巳氏） 藤浪議員。

7番（藤浪成憲氏） 本当に細かいところまで御説明いただきましたけれども、我々の持ち時間1時間ということですから、端的に御説明をいただきたいなと思います。

それで、被害の方はもう一つだけちょっと、もう一回だけ聞きたいのですが、滞納の問題もありますので、簡単に教えていただきたいのですけれども、各川が幾春別川から流れてきているところに、みんな川の中に柳に木が生えていまして、これが何かあったときに被害が起きるのではないかというふうに考えます。そこにごみが付着したりなんかして、そのときにちょうど水の量が多かったりなんかすると、絶対はんらんしてくる可能性があるのではないかと僕自身は考えるのですけれども、その辺はどうでしょうか。

それで、もし被害があったときに、三笠市は備蓄はどういうふうに考えているのか、現在。よく東京や、今札幌でもそうですけれども、毛布や、それからかんぱんやなんかは何年分は確保しなければいけないとかなんとかというのがテレビで出ております。それも予算も計上しているということですが、三笠市ではその辺のところはもう起きないから考えにくいのかどうかわかりませんが、7度強はないにしても、5か6でそういう水がはんらんしてしまって、それから橋も壊れてしまったりなんかしたときに、そういった備蓄関係はどうなっているのか、まずお答えいただきたいと思いますが、もう時間がないから次に行きます。その辺のところ端的に御説明いただきたいと思います。

先ほど申し上げました滞納問題なのですけれども、これ何も言わないでもう終わってしまいそうなのですが、例えば企業でまだかなり滞納している方がいるのですよね。その割には自分のところの工場を増築したりなんかしている。これ、一般的に考えて、ちょっと考えにくいことをやられている。それだけのやっぱり資金力があってやるのか、全部借りているにしましても、そういうことをやられると。実際はそれを多く生産を上げて、できるだけ早く返したいのだという、滞納をなくしたいのだというように思っているのでしょうか、一般的に考えてちょっとまず払ってほしいよというような気持ちがあるのです。その辺のところ、どうかということ。あと10分ぐらいしかないので、それからその辺でいいですか。滞納は大分僕も調べさせていただいたら、かなり減ってきておりますけれども、ここに一番問題になってくるのは、受益者負担金、それとか下水道使用料がこれ下がるよりか反対に上がっているのです。だから、この辺もどのように考えているのか、御説明いただきたいと思います。

議長（扇谷知巳氏） 消防長。

消防長（作佐部康則氏） 1点目の抜羽の沢川の河川の中州等の柳の除去等の関係ということでございますけれども、これにつきましては、河川の管理組合につきましては、幾春別川については石狩川開発建設部の岩見沢事務所、抜羽の沢川については札幌土木現業所岩見沢出張所と、その他の小河川につきましては、三笠市が管理分担していると。抜羽の沢川の下流部、幾春別川との合流付近の現地を確認したところ、土砂が合流部に堆積し、柳が生えております。川の流れに支障となる柳、堆積土砂の状況を説明し、今までと同様に河川管理者の国、北海道双方から市から対応を要請いたします。抜羽の沢川、幾春別川は昭和56年の抜羽の沢川等のはんらんによる水害事故等では護岸、築堤整備が実施され、洪水被害の可能性は低くなりました。しかしながら、昭和56年以降の被害につい

ではありませんが、管理強化についても要請をしまっているということでございます。三笠市が管理しております小河川については、適時パトロールを実施し、状況により草刈り、しゅんせつ等を実施しております。特に大雨や台風など悪天候が予想される場合には、事前事後のパトロールを実施し、洪水被害等のないように対応をしていると。国、北海道の河川でも苦情がありましたら、市役所の建設課管理係に御連絡をいただければ要請することとしております。

それから、もう一点でございますが、食料、生活必需品等の備蓄でございますが、市といたしましては、災害上の食料、衣料、生活用品等を備蓄する考え方につきましては、必要性は否定はできませんが、市の財政状況あるいは維持管理面等を含めまして、関係所管と十分議論し、研究を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（扇谷知巳氏） 企画総務部長。

企画総務部長（山田勝次氏） 滞納問題の中で企業が滞納がありながら増築するのはおかしいではないかという御質問でございます。

現実でございます。ただし、この今おっしゃっているのがこの会社かどうかわかりませんが、だとすると、答えから申し上げまして、時間がありませんので端的に申し上げます。補助申請が上がってまいりましたが、これは条例に基づく、元気支援条例に基づく設備投資の補助申請がありましたが、これは却下いたしております。できませんと、滞納を抱えながら補助金を出すわけにはいきませんということで却下しております。ただし、この企業につきましては、滞納を約束どおり今履行してきていると。現年度は全部払いますと。払った上で古い分を払いますということを実行してきております。この一、二年半近く実行してきております。滞納額も減らしております。その上で、設備投資を新たにし、雇用も抱え、自分でもっと払うのを促進するということも含めての設備投資でありますから、これまで市長がだめだと言えないだろうと。言えないという考え方に立ちまして、補助金はお断りしましたけれども、この増資についてはそこまで市長といえども権限がないということで、この部分はそういう処理をしているということだけは御理解いただきたいと思えます。

議長（扇谷知巳氏） 経済建設部長。

経済建設部長（西城賢策氏） 大変申しわけない結果を御報告申し上げていたということでございますが、下水道使用料と受益者負担金がどうしても数字が悪いということで、過去の流れを見てもその部分について徹底的に対策するということでしたが、なかなかそこができていないという部分でございました。ただ、2月末のそういう数字を御承知おきいただいて、その辺をお話ししたと思いますが、3月に大分持ち直しまして、下水道使用料についてはほぼ昨年と同じ数値になって、若干よくなってきているということでございます。

それと、受益者負担金の方につきましては、実は企業等で過去にもう倒産あるいは現実



に実態がもうなくなっているのに、まだ計上されているというものがございました。ここについては、きちっと所管に整理をするようにというふうに私の方で指導をいたしております。これは法的整備が済めば、これ整理せざるを得ません。

そういったものと、あと2社ほどなのですが、どうしても支払いがちょっと難しいと。ほかで大変対応しなければならない問題があって、どうしてもできないということで何とか時期を待ってくれないかというものがございましたり、あるいは5年の支払いを協議によりまして、何とか10年の支払いという形で対応していただけないだろうかというお話がありまして、これらについては所管で整理をさせていただきながら、現在取り組んでいるものでございます。そういったものを含めまして、残額の大きな部分、九百数十万円ほどのうちの780万円、ほぼ800万円ほどを占めるということでございまして、そういったものがございましたものですから、このような実態でございます。それにつきましても、何とか出納閉鎖までには少しでもいい数字を実現するようにということで、所管で現在取り組んでいる最中でございます。御理解いただきたいと思っております。

議長（扇谷知巳氏） 備蓄については。

7番（藤浪成憲氏） いただきました。もう時間がないのですか。

議長（扇谷知巳氏） あとわずかでございますね。

7番（藤浪成憲氏） では、もう一点だけ。

議長（扇谷知巳氏） 藤浪議員。

7番（藤浪成憲氏） ほんのちょっとお答えいただきたいのですが、例えばそういう滞納だとか、水道料金払っていない会社が増築するからといって、建物の確認申請とって許可はそれでおりののですか。おろしてくれるのですか。その辺だけちょっと教えてください。

議長（扇谷知巳氏） 簡潔に答弁。

経済建設部長。

経済建設部長（西城賢策氏） 滞納実態があるから確認申請がおりないという部分については、その部分については特に確認申請上チェックされる部分ではございません。ただ、私どもといたしましては、各制度適用、現在市である貸付制度あるいは助成制度等がございますが、こういった部分については極めて抑制の方向に働いております。実はそういう問題もありました。これはできないということでお断りを申し上げたという経緯がありまして、相手方とは相当問題が生じましたが、その辺については何とか最終的にお話を申し上げて御理解いただいたということがございます。そのような形で一つ一つ整理していかなければならないのだろうと。ただ、私どもの所管といたしまして、現実にそういった問題が生じた場合に、滞納実態はあるのだが、約束どおりきちきちと整理をされているというようなことに関して、どこまで抑制すべきかというのは、なお課題であります。この辺については、よく関係所管と協議をさせていただきたいと思っております。

7番（藤浪成憲氏） 終わります。

議長（扇谷知巳氏） 以上で、藤浪議員の質問を終わります。

次に、11番谷津議員、登壇質問願います。

（11番谷津邦夫氏 登壇）

11番（谷津邦夫氏） 第1回定例会に当たりまして、通告順に従い御質問を申し上げますので、御答弁をよろしくお願いいたします。

初めに、市長の政治姿勢について。平成17年度予算編成と行財政改革について御質問を申し上げます。

市の予算編成の基本的な考え方として、国の三位一体改革と地方財政計画の歳出抑制についての2点を見きわめて行ったとしております。さらに、自立対策プランを反映し、将来にわたる安定した財政運営を目指した市政執行方針にその内容が記されております。しかし、国の三位一体改革の全体像は平成17、18年度は地方財源の確保であり、19年度以降はさらに厳しいものと言われております。ことしは地方財政計画で8兆3千7億6千8百万円の規模で、毎年のように圧縮されております。地方財源不足は約1兆2千0百00億円に上ります。平成19年度以降、将来展望するとき、地方交付税が大幅に削減されることが予測され、これに対処するため市長はさらなる行財政改革を検討するとしております。今後どういう視点に重きを置いて行革を進めていくのか、御答弁をいただきたいと思っております。

二つ目に、交通問題について御質問申し上げます。

中央バス路線の廃止と三笠市民生活交通確保基金の創設についてであります。

交通機関は地域住民の生活の足であります。現在、市内のバス路線は幾春別線、幌内線、岩桂線と3路線あり、中央バスによって運行されております。しかし、運行による赤字線を市が負担することで、今日まで運行の確保を図ってきましたが、本年11月末で幌内線が廃止になることが決定し、岩桂線についても同様の運行を目指すとしております。その要因は、マイカーの普及や人口減による利用者数の減少によるものであります。市長は住民の足を守る観点から、幌内線廃止後の市営による代替バス運行を実施すると表明しておりますが、その運営方法についてどのように考えているのか見解をいただきたいと思っております。

また、新たなる目的の基金の創設によって、中央バスが三笠線の三笠工業団地回りの路線変更を協議していると聞きますが、負担要求が出てくる要素があるのかないのか、御答弁をいただきたいと思っております。

三つ目に、グリーン三笠について御質問を申し上げます。

京都議定書に伴う本市の事業取り組みについてでございます。地球温暖化については世界的な環境問題であり、京都議定書が2月16日に発効され、日本は第1約束期間、2008年から2012年に6%の温室効果ガスの削減が義務づけられることとなります。海面温度が0.5度単位で上昇しただけで台風が異常発生すること、あるいは私たちは既にそうした経験を今後予知できない自然現象が起こるということで非常に不安を持っており

ます。本市では、環境基本計画をもとにクリーン・グリーン三笠を目指し実践しているところでございます。市長は、本市を舞台として地球温暖化の究明や調査研究を国に向けてその事業誘致を要請するということを表明しておりますが、その具体的な内容について御見解をいただきたいと思ひます。

四つ目に市民参加について。

一つは協働ルールのあり方です。協働ルールは、住民主体のまちづくり、住民と行政との協働のまちづくりを目的に地区連合町内会ごとに設置し、構成員を地区連合町内の地域に住む住民としております。すなわち全市民が対象です。平成14年にスタートし3年を経過していますが、残念ながら市民への理解されていないという部分が大変大きくございます。昨年の花による地域づくり事業についても、市から地域でやらされるという先入観念が依然持っており、一部の地区連合町内役員だけが苦労したという結果が聞かされております。それぞれの地区で独自色を出して取り組み、地域づくりをしている連町もございすが、市長は協働ルールをさらに活性化させると明言しておりますが、どのようなことを示していくのか見解をいただきたいと思ひます。

その二つ目に、市政懇談会のあり方でございます。市長は連合町内会連絡協議会を対象に市政懇談会を開催するとしております。しかし、これまでも経験がありますが、市民生活の生の声というのが空文化されて、活字だけが躍る形式だけの市政懇談会になりかねません。この際、以前にも実施していたように、全市民が参加できる各地域での開催を考えられないかどうか御見解をいただきたいと思ひます。よろしく御答弁をお願いいたします。

議長（扇谷知巳氏） 市長。

市長（小林和男氏） 細かいことについては、それぞれの所管から申し上げたいと思っております。

まず、第1点目の平成17年度の予算編成と行財政改革について御質問でございますので、お答えしたいと思っております。

まず、第1点目の事業費、特に単独事業費について無理をしているのではないかと御指摘でございますが、事業費の選定は御承知のように、自立対策プランの実現と、あわせて昨年未策定いたしました振興開発構想の具現化を優先するという立場から持ってまいりました。この自立対策プランでは、存続する施設について一定の維持補修費を見込んでいましたが、経常費段階での上積みが困難であったということもございします。また、補充費の未実施は、単なる経費の削減と違って、逆に実施しないことで何か事故が想定されたり、あるいはまた全体の改修の必要性等が発生することから、将来の負担増を懸念しながら先延ばしした部分もございします。したがって、地方債制度を活用しても計画的に実施することが将来負担増に結びつかないこと等も考えられる。これらを事業費に加えても、事業費の一般財源目標の7,500万円を下回った編成を行ったところでございます。

それから、御承知のように、公債費負担適正化計画枠の4億6,200万円以内に起債の発行額を抑えたということでございます。

いずれにいたしましても、新年度の事業費については、財政の許す範囲の中で、そしてまた、それを飛び抜けることなく、それぞれの自立対策プラン並びに振興開発構想の具現化に基づいて取り組んできたということでありませう。

それから、二つ目の行財政改革は現在も進めてきておりますが、今後も引き続き進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。特に御承知のように、先ほど御指摘がございましたように、17年、18年については、一応地方交付税については16年度の実施額を確保するということが、三位一体の改革の中で地方と国との間に話し合いがまとまったところでございますが、その後の19年以降がどうなるかということについては、今のところ全く国ベースでもなかなか掌握できないというようなことでございます。特に御承知のように、この地方と国とのあり方について最大の課題であります義務教育費国庫負担に基づくこの部分が、現在、中央教育審議会にゆだねられているというようなこと等もございまして、これらの問題がある一定の段階で明らかになれば、それに基づいて19年以降の地方交付税といった問題が惹起されてくるだろうというふうに思います。しかし、それを出てからということであれば、私どもとしてはぎりぎりの状態になって、恐らく19年度についての対応はかなり難しくなるだろうというふうに思っております。いずれにしても、19年度以降につきましては、私どもとしては地方交付税がふえるということはありませんから、減るということを前提にして、当初財務省が当時提案した地方交付税額が下げられるという数字を意識しながら、この17年度中に対応を含めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

それから、中央バス路線の廃止と市民生活確保基金の創設についてでございますけれども、御承知のように、公共交通機関というのは地域住民の生活の足でありまして、それを確保するために不採算路線である、特に幌内線、岩桂線については一定の補助を今日まで行ってきたところであります。しかし、幌内線については中央バス社内の路線ランクでいきますと、廃止路線というふうに位置づけられておりまして、さらに16年度の実績を見たときに、一日平均1.9人の利用実態というようなことから、中央バスとしては本年11月末をもって廃止するという申し入れがございました。それからまた、同じく不採算路線であります岩桂線についても、中央バスとして平成17年度の北海道の補助金が打ち切られるということから、本年これも11月末をもって廃止をしたい旨がありまして、これについては現在中央バスと協議をいたしているところでございます。

いずれにいたしましても、本年11月末日では幌内線が廃止ということになるわけありますから、廃止後の12月以降、新たな対応をしなければならないという立場から、市営によるバスの運行を行ってまいりたいと、このように考えているところでございます。交通機関は市民生活にとって必要な極めて重要なことありますから、国鉄が幌内線を廃止したときに国から交付されたお金でつくった三笠市幌内線代替輸送確保基金ということ

を今回これを廃止いたしまして、その処分金を新たに設置する三笠市民生活交通確保基金に積み立てて、この基金を交通確保の財源に充てていくと、こういう考え方に立ってきているところでございます。

それから、グリーン三笠についてで、特に御指摘がございました京都議定書に伴う本市の事業取り組みということについて若干御報告を申し上げたいと思っております。

御承知のように京都議定書は地球温暖化につながるということで、二酸化炭素、メタンあるいは一酸化窒素を含めて六つのガスを削減するという国際的な取り決めでございまして、日本の割り当ては6%ということを削減するといった内容でございます。ところが、今この2月16日に、いよいよこの京都議定書が発効するわけでありましてけれども、実際には6%をしても、この議定書が決めたときの目標数値には達しないと。逆に8.5%ぐらい減らさなければならぬというようなことでありまして、特にこの議定書の中で大きな問題になっているのは、開発途上国を外すと。これによって今急成長を続けているお隣の中国や、あるいはインドといった国が、これの対象から外れると。さらにアメリカは批准しないというようなこと等もございまして、大変な大きな課題を抱えながらも、しかしこのまま放置することはできないということで、それぞれの国はそれぞれ取り組んできているわけでございます。

特に最近非常に問題になったのは、この二酸化炭素の約6割、それから2割がメタンだというふうに言われておりまして、このメタンがたまたま最近起きている地震を調べてみますと、この海底に蓄積されているメタンハイドレードというものが破壊されて、それが大きな地震によつての引き金で、大量にメタンガスが地上に出てきているということが具体的な事象としてそれぞれの地震関係の研究者の中で言われてきておりまして、御承知のように、つい数年前に起きました奥尻沖での地震、それによる大きな津波等についても、この段階でメタンハイドレードが地上にメタンという形で出されてきたのではないかとこのように指摘されております。

御承知のように、このメタンの問題については、この空知管内、特に炭鉱地帯はこのメタンが大量に出ておりまして、現在もこの三笠の近隣の山へ入りますと、風のないときにはかげろうが立ち込めておりますし、また下手にたばこを吸おうものなら引火するというようなことから、各森林監督署では禁煙のための立て札をかけているというのが実態でございます。御承知のように、炭鉱遺産であります幌内の奥地にあります音羽坑の近くにも火気厳禁の立て札が立っているのが、こうしたことではないかというふうに思っております。

いずれにしても、この空知の各産炭地は、このメタンが大量に出ているということは十分認識していることございまして、二酸化炭素とあわせてこのメタンも何とか封じ込める方法はないのかと、あるいはまた取り出してそれを集約的にやることについて方法はないのかということで、実は一つは国の機関であります財団法人地球環境産業技術研究機構、これをRIITEと普通言っておりますが、ここに対して三笠が発生するメタンガスを

試験的に取り出して、有効活用の方法はなのかと、あるいはまたJCOALとって、これは同じく財団法人石炭エネルギーセンターに対して職員を派遣いたしまして、三笠の実際を含めて、可能性等についていろいろ調査させていただいているところです。そこからまた、いろいろな観点での御意見をいただいておりますので、これらを整理しながら環境と問題、そしてまた新たな現在、JCOALでやっております夕張で行っております二酸化炭素を炭層の中に封じ込めて、その代替としてメタンを取り出すというこの試験的な技術を現在夕張炭鉱で、大夕張のところでやっております。これらについても必ずしも当初予定していたような二酸化炭素とメタンとの置換がうまくいかないというようなこと等も聞いております。また、かつて赤平炭鉱でも実施しております、そういったいろんな情報を取りながら、この問題についてクリーンな三笠の町をつくと、そういうことである。そしてまた、一方ではその地球温暖化に役立てると、そういうことで取り組んできているところでございます。

次に、市民参加のあり方について、一つは協働ルールのあり方についてお話がございました。平成14年度にこの市内にあります各連合町内会ごとに懇談会を設置し、その町内会ごとに協働ルールを設置いたしまして、各ルームに行政との連携調整を行ってきたところでございます。そして、いろいろと御指摘にありましたように、必ずしも温度差があるということは否定できない実態でございまして、そういうような意味から今後こういった連合町内会単位で本当にいいのだろうか。もっと地域を絞り込むという小単位に対して働きかけていく必要があるのではないかと。つまり、いつまでもできないからということで待っているのではなくて、できるところから取り組んでいきたいと、このように考えているところでございます。そうした小さな単位が一つずつ地域の問題を解決するというようなことがどんどん醸成されれば、私どもとして財政的な支援も行っていきたいと、このように考えているところでございます。

それから、市政懇談会のあり方についていろいろと御指摘がございました。確かに御指摘のとおりでございまして、住民みんなで議論することも確かに必要でありますけれども、実は正直申し上げまして、私が市長になってから、この市政懇談会をやるのが初めてでございます。御承知のように、市長になったときは自立するかしないかということで、23カ所地域懇談会を行いまして、相当の市民が参加いただいてけんけんがくがくとやったわけでありまして。そしてまた、最終的には御承知のように、12月の21日にこの議会におきまして、自立するということを決断させていただきました。その貴重な御意見をいただきながら、平成16年度はそれでは自立するためにはどうやっていったらいいのだろうかということで振興計画をつくらせていただきました。この振興計画に基づきまして、この平成17年度は出発するわけでありまして、ここでいろいろとそれぞれの連合町内会の皆さん方の御意見をいただきながら、その中から今議員が御指摘のように、こういう方法の方がもっといいのではないかとというようなこともあれば、それらの問題をお聞きしながら、今後の方策をやっていきたいというふうに思っております。いずれにいた

しましても、今回はまず第一段階としてそういう方法でやって、市民の皆さん方の今後の御意見等をお聞きしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上です。あと所管の方でお答えします。

議長（扇谷知巳氏） 行革推進部長。

行革推進部長（木澤 榮氏） まず、1点目のどのような行政改革を進めるかと。これにつきまして、ただいま市長が申し上げたとおり、今後の国の動向を見定めて進めなければならぬと、このように思っているところでございます。17年度具体的には3点ほど取り組みを考えているところでございます。

まず、1点目でございますが、平成30年、職員150名体制、これの組織の検討ということでございます。特にここ数年、職員の定年退職者が多く出てきます。このようなことから、職員数削減に見合った機構改革、これを素案づくりを進めなければならぬと、このように思っているところでございます。

2点目は、自立計画に基づく対策の実行でございます。平成15年に立てました平成32年までの自立計画、この計画に基づいた対策の実行でございます。

次に、3点目でございますが、さらに交付税の削減等これから厳しい財政状況に入ると。したがって、新たな財源対策の取り組みをしていかなければならぬと、こういうことで考えているところでございます。

以上でございます。

議長（扇谷知巳氏） 助役。

助役（西村和義氏） 答弁していない部分、私から答弁いたします。

まず一つは、幌内線の運営方法がありました。この幌内線を廃止するに当たって、この乗り合いバス路線の新たな運行という三つの手法でございます。これは道路運送法に定められておりまして、一つは他の乗り合いバス事業者による運行、もう一つは貸し切りバス事業者による運行、最後は市による運行という状況でございます。これは法律で入札をなさないと。最初に乗り合いバス、次に貸し切りバス、どれも入札でだれもいなかったり、または額が合わなかったりしてだめな場合に、初めて市による運行ができますと、こういう流れになっています。私どもとしては、これは手続ですから、一定の手続はさせてもらうとして、今考えているのは市による運行を考えていると、そういう前提です。市営の運行を考えていると。それを前提として今バスの購入ということも、これは実は新年度予算で見させていただいたと、そういう意味です。

その場合、バスの購入はこれは過疎債が適用されると、こうなっているものですから、非常に有利と。これ以外は適用はされません。ですから、市による場合は過疎債ということで、かなりの部分がこれでカバーできますので、まず市による運行をやりたいと。当初予算にはバスの購入費しか出しておりません。この運行予定につきましては、直ちにこれからこの入札行為を行った上で、最後は私どもとしてはできれば民間に委託をしたいと。バス運送そのものをこう考えております。委託費云々については、これは後ほど補正予算

で提案したいと、こう考えておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

それから、工業団地路線負担要求はあるのかと。あります。中央バスは一定の負担をしていただきたいというのがありますし、私どもはあくまでもあそこにある住宅団地の住民の不便さ、それにプラス工業団地の従業員、ぜひ中までバス入れていただきたいという声があるため、1日何便か走らせたいと、そういう話をしてあります。その場合は、したら負担してくれと、そういう話がありまして、今実際交渉中でございます。人が乗れば当然経費もそれで軽減されるわけですから、ですからその辺のあんばいをどうするか。経費だけをこちらが負担して、人何人乗っても同じというのは、これは間尺に合いませんので、これは人が乗って収入もふえれば、それで経費がペイできれば一番いいことですから、そういった意味でどの程度の見込みになるかということも含めて、現在交渉中ということでございます。ただし、負担要求はあります、現実としまして。

それから、最後の市政懇談会、各連合町内会ごとでやれないのかと、こういう話がございました。これは市政執行方針にも記載しているとおり、連合町内会連絡協議会は三笠市の方からやりますと、こう言っています。そのほかの団体は要請があれば受けますと、こう言っています。これはその団体にはもちろん各それぞれの各地域の連合町内会を含みます。連合町内会ですとか、市民の団体ですとか、いろんなところから要請があれば受けます。こちらの方からという意味ではございません。ですから、それぞれの連町から要請があったら、これはきちんと受けてやりたいと。ただし、どぶ板論議はこれは勘弁願いたいと。これはまちづくり出前トークは今後も行うわけですから、そういった中でそれは話し合いをしていただくということで、あくまでもそれぞれの地域のまちづくりですとか、そういう高い観点での市政懇談会ということで考えているところです。

議長（扇谷知巳氏） 谷津議員。

11番（谷津邦夫氏） 今回から一点一点中身を一つ一つ消化をしてきたいと思ひています。

初めに、予算編成と行革絡みについてですが、自立プランを大前提に新しいまちづくり構想というか、振興計画を含めて頭出しをしてきたということになっています。そういう中で、先ほど部長の方から3点、これからの問題として出ましたけれども、新たな財源対策、新たな取り組み、当然していかなければならないと思ひています。その平成19年度に向けて、やはり一定のそういう財政構造というものをちゃんと見ながら健全化を図っていく中にも、やっぱり事業は推し進めていかなければならないし、かといって身の丈に合わないようなことをすると、また後年度負担にかかわることになってくるということになりますので、非常に私もその辺気になっているところです。それで、これ文面ですから、どんな形でもいいのですけれども、将来にわたる安定した財政運営を目指した予算編成を行ったと明記をしているわけですが、自立プラン絡めて、将来にわたる安定した財政運営といっても、やはり19年度を楽して組めないわけですが。そういう中で、当面財政を見るときに、歳入が第一でありますし、私どものまちでは100億円を超える一般会計、今回組



んでいるわけですがけれども、非常に無理したというか、窮屈な中でのつくり方をしたのではないかなという気が受けます。そういう中で、私は昨年定例会で質問したのですが、率先して収入役制度の改正、いわゆる廃止をなさいと提案しているのですが、市長はなかなか存続の方向を明快にしていますね。昨今、いろいろと空知管内でもあちこち情勢が変わってきておりますけれども、その認識、市長、変わっていないのかどうか、ひとつ聞かせていただきたいと思います。

新たな財源づくり対策で、先ほどちょっと質問ありましたけれども、市税、問題はその滞納対策ですが、道から来て一定の専門的なアドバイスを受けながら一生懸命に滞納対策はやりますよと、そういう表現をしております。そういう中で、私どものいろんな財政の新たな収入のためにシステムをつくったり、いろんな職員が直接市民に向けて足を運んだりしていますけれども、その辺もまたことしも大きな私ども期待はしておりますけれども、なかなか一刀両断にうまくいくというふうには思っておりません。地道な活動というか、地道な対策が必要だと思っています。そういう中で、新産業開発制度に合わせて発展基金を活用したいと、いわゆる空知の何か昔の産炭地域の発展基金があるのか、それも何か活用してきたいという説明を一時受けたことありますけれども、その辺はこういう中で総体的にどんなような形で考えられるのか、ちょっと聞かせてもらいたいと思っています。とりあえず。

議長（扇谷知巳氏） 市長。

市長（小林和男氏） 細かいことについては、所管から申し上げようと思いますが、御指摘のとおり、先ほども答弁申し上げましたように、平成19年以降ということは意識しなければならないということは先ほど申し上げたとおりでございます。したがって、先ほど申し上げましたとおり、この部分については本年度から取り組んでいかなければならないだろうというふうに考えているところでございます。

それから、御指摘のありました収入役につきましては、空知管内各市町村で今回廃止しているというようなこともございます。現在、ほかの市町村の収入役の役割というのはどうということなのか、また私の方では認知いたしておりますが、現時点では三笠市の収入役については、収入役の業務のほか、それぞれ土地開発公社の問題とか、いろいろな問題が抱えてその業務に従事いたしているところでございまして、したがって、現時点では今すぐ廃止するという事は考えておりませんが、いずれにしてもこの問題については考えていかなければならないだろうというふうに認識いたしているところでございます。

それから、そのほか幾つかございましたけれども、それらについては担当の方からお話しさせていただきたいと思います。

議長（扇谷知巳氏） 企画総務部長。

企画総務部長（山田勝次氏） 発展基金の活用の問題であります。17年度予算措置に反映させておりますのは、従来どおり配分金約1,000万円、例年でございますが、これは例年どおり配分金としては予算化しております、収入として。

それから、もう一点でありますけれども、以前からお話ししていますが、まだ最終的なお答え出ておりませんが、この発展基金、北海道で95億円のうちの45億円、これについては、国も最終的18年度の段階で元金を崩して5市1町でこれを使うことについては国もオーケーはもう既にしています。ただ、5市1町で今まで要望していたのは、わかりやすく申しあげましたら山分けと、6で山分けということだったのですが、これについてはまかりならんと。それから、その利用も山分けという考え方でなくて、その地域の発展振興に理屈が立つものについてであればおろしてもいいと。極論を言えば、5市1町ではばらと。例えば三笠市が20億円で夕張5億円ということでも、みんながいいと言うのならそれでいいということですが、この答えがまだ出ておりません。そこで、現在17年度の予算にこれを見込んだのは、元金崩すのではなくて、貸してくださいと。貸付金という形では予算は見ております。何に使うのかという意味では、これも予算提案しておりますけれども、岡山の住宅団地に民間の手で住宅を建てていただくと。これに対する元氣支援条例の補助金と、これを予算計上しておりますので、この補助金の財源としてこの発展基金からお金を貸してくださいという提案はしております。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 谷津議員。

11番（谷津邦夫氏） これだけにちょっと時間とられてしまうと次に進まないの、まず第1問はこれで終わらせていただきます。

第2問目の中央バスの関係なのですが、これずっと中身見ていくと、一部わからないところがあって聞くのですが、岩桂線の廃止、あわせて幌内と同じで11月末という話で今話出ましたけれども、そういう中で市営で運行するのに、岩桂線の一部という表現なのです、中身が。岩桂線の一部ということ、ちょっと中身もう少し詳しく聞かせてほしいと思っています。

それから、今回、基金の積み立て2億2,900万円ぐらいありますよね。これで、岡山経由バス路線がそういうふうに今協議中であるけれども、路線変更がなされた場合には一定の負担もあり得るといって明確な答弁をもらいました。そういう中で、当面バス2台を買って、運行はそれぞれできたら民間委託をしたいと。それは補正でやっていきますよと。その辺はわかります。そういうことでバスをとりあえず2台買うと。そういう中で市営で当面は考えていくと。あとは入札でやれるのならやっていきたいということです。

それで、先ほど言った岩桂線の一部という表現、どういうことを指しているのか、ちょっとそこら辺聞かせてもらいたいと思います。

議長（扇谷知巳氏） 助役。

助役（西村和義氏） 市政執行方針で述べております部分につきましては、岩桂線というのは三笠の中央バスのその幸町のバス停から岩見沢駅前まで、これが岩桂線です。私ども一部と表現しているのは、岩見沢市内はもう関係ない、仮にやめる場合ですよ。それから、今の岩桂線を中央バスとの話し合いの末やめると、廃止せざるを得ないと協議が成

立した場合には、そこに乗っている三笠市民に対して、どう今度フォローしたらいいかという課題が出てまいります。その場合に、岩見沢に真っすぐ行くのはちょっといかがかなと。三笠市内というあくまでもその辺でとどめられる方法はないかと、そういう意味です。ですから、今正直言いまして、三笠市民より岩見沢の市民の方がずっと多く利用していますから、それで赤字分は三笠市が補てんしていますから、ですからそういった意味も含めて、この三笠市内に限り岩桂線の一部、そういう意味で一部と、そういう意味でございまして、それを検討しなければならなくなるのではないかなと。ただ、これはまだ廃止は決まっておりません。おりませんので、その辺の話し合いの末ということになるだろうとは思っております。

議長（扇谷知巳氏） 谷津議員。

11番（谷津邦夫氏） 今の岩桂線問題、それは確かに岩見沢まで直行していますから、岩見沢市民を別に優遇する必要はないわけですがけれども、廃止に伴って影響する人は確かに若い人よりも高齢者なのです。それで、バスを利用するという方が幌内でも岩桂線沿いもそうだけれども、やはり日常生活の中で買い物と病院なのです。それに合わせたバス時間帯の設定やら、あるいは三笠市内であれば三笠市内に行くように、そういうふうには病院、買物をできるように、ほかのまちでやっているようにバス停つくって金かけるのではなくても、手を挙げればとまるぐらいの、そういうふうな親切な運行ができるような条件も、これから新たな運行の予算が出たときに、そういうことも含めてやっぱり考えていくべきでないかなと、ちょっとそういうふうな気がしております。

それともう一つは、まだ協議中であるというふうに言っていますけれども、岡山工業団地の通勤者あるいは今イオンは建設していますけれども、そこに行く方にとっては大変、あるいは商業ベースで考えると向こうに行って消費、あっちへ行ってしまわないかという懸念性もないわけではないのですけれども、その辺ちょっと商業ベースで考えると、いわゆる市民の足という、そういう観点から考えると、バス停も何カ所か設置しなければならなくなるだろうと。あるいは一部負担がどのことを指してなってくるのかわかりませんが、いつごろまでこれ結論が出るのか。イオンが大体4月の月末にオープンすると言っていますから、どのような経過をたどっているのか、ちょっと聞かせてください。

議長（扇谷知巳氏） 助役。

助役（西村和義氏） 岩桂線とそれから工業団地の中を回るの、これ全然別物でございます、まず。岩桂線は今話しましたように、どういう方々が利用しているのか実態を調査中ということでして、これはまずその辺で調査結果を踏まえて、中央バスと協議してまいりたいと思っております。

工業団地周りの路線につきましては、これは商業ベースの件は私ども一切考えておりません。あくまでも通勤者及びあそこにある住宅団地の利便性と、この二つの観点で中央バス側と話合っていると、そういうことでございます。

あとは商業ベースという意味では、イオンはイオンとして中央バスとの折衝はしているようでございます。これは例えば12号線を通るバスはイオンのすぐ店の前をバス停とすると、道路沿いではないと、そういうことで話がまとまっているようでございます。三笠線についても、何路線か、何便かちょっと不明ですけども、ぜひ回していただきたいということも協議中のようです。まだ結論は聞いておりません。ですから、それはいずれにしても、一定の距離が延びれば一定の金はかかるというのは、これは当たり前のことです。ただし、客もふえればそれによってどうなるのかということがあるわけですから、その辺は今私ども、市としては中央バスと協議中と、そういう意味で向こうの負担を全部のむというつもりはございません。

議長（扇谷知巳氏） 谷津議員。

11番（谷津邦夫氏） 次、3点目に入ります。グリーン三笠についてです。

市長、これ3月1日号にかなり京都議定書と温暖化について詳しく広報に書いていますし、私も同感でございます。そういう中で、空知の炭鉱地帯に、今何か国のものやいろんなものを何かあれば誘致したいという話ですけども、一つ気になっているのは、そういう取り組みによって財政負担が出てくるのではないかと。いろんな国の事業を展開するときに、あるいはそれに伴うことを考えるときに、必ず市の負担というか、その辺がちょっと気になるところなのです。その辺で全くただでやってくれるのであれば、何もそれ以上のことはないのですけれども、それがちょっと気になっていることが一つございます。

それと、当市で15年に三笠市環境基本計画、これ立派なものをつくっています。これ大変評価のできる内容だと思っています。そういう意味では当時の環境条件といいますが、こういうふうなことを進めていけば、市と市民と事業者の取り組みというものの具体的な形で出ているわけなのです。そういう意味では、大きな地球温暖化に対する貢献度もしているなという気はしております。

そこで、例えばごみの焼却炉はもう市内ではだめですよと。何回も広報で周知し、あるいは市民もわかっているのかなと思えばわかっていないと。まだいまだに焼却をしていると。せっかくこういうふうなことを地球温暖化に向けて、市の方で市民意識改革をするために広報で周知したり、やろうとしているのですけれども、そういう小さいといえれば小さいかもしれないけれども、そういうことをまず徹底しておかなければ、やはりこういうものを誘致するときに、まだあちこち焼却炉を見て、まだ煙上がっているのなら、ちょっと残念ながらこの見た目というのか、いかがなのかなという気はします。それであれば、徹底してから、やっぱりしておかなければならないかなと思うのです。やはり指摘を受けています。

それと、ごみ問題含めて一定のこちらの取り組みも、生活のライフスタイル見直しやっていますから、一定の評価ができると思っていますけれども、その辺ちょっともう少し日常生活の中でもそういう問題点がありますので、ひとつ見解をいただきたいと思っています。

議長（扇谷知巳氏） 市長。

市長（小林和男氏） この地球温暖化の問題については、国の方も当初は家庭などの民生部分での削減目標を割り当てるといようなお話がありましたが、これについては当面その部分は外すと。しかし、国民一人一人もその地球温暖化に向けて努力していただきたいということで、幾つか出されております。そういった面では私どもとしても、実はこれ、前でありますけれども、平成15年に我が家の省エネルギーチェックということで、地球を救う実践行動ということで、こういうふうなプリントを出したのだそうです。出したのだよね。

11番（谷津邦夫氏） 市長になってからですか。

市長（小林和男氏） なってからです。

（「なる前です」の声あり）

市長（小林和男氏） なる前か。いずれにしてもここに30項目を挙げて自分のうちでどうなのかというチェックの一覧もできるように、このことをすることによって、例えば1時間テレビを見るのを我慢するといようなことをすることで、二酸化炭素を何十キロという削減することができるといようなことがございますから、今御指摘になったように、ぜひこれらもう少し内容を精査して、家庭に配りたいものだなといふふうに思っているところでございます。

それと後先になりましたけれども、新しい産業をするとか、あるいは研究機関を誘致するということについて、財政的なものはどうなのだといことなのです。私も正直申し上げて、そういった点もございますから、基本的にはこういう状況にあるといことをまず国に訴えて、そして三笠として何とか研究機関としてできないのかとい方向で、環境問題に対してやっていきたいといふふうに思っております。というのは、実はこのいろいろな政府の研究機関に行ったときに、商業ベースで、例えば二酸化炭素を炭層の中に封じ込めて、そしてメタンを取り出すとい、この技術については、まず二酸化炭素を大量にもっている工場等が近くにあるのかといことが実はうちの職員行って言われてきたと。一番近いところといっても、苫小牧の工業地帯しかないだろうと。そうすると、そこから二酸化炭素をわざわざ持ってきて、三笠の炭層の中に、あるいは空知の炭鉱の炭層の中に封じ込めるといことのコストを考えたら、もっと別な方法があるのではないかと。極端に言うと、海底にある、いわゆる水のほとんど動いていない地域に二酸化炭素を封じ込めるとい、こういう手法もあるだろうといことで指摘されました。したがって、そういう二酸化炭素を封じ込めてメタンを取り出すとい、そういうことだけではなしに、逆に今黙っていても大気圏中に出されているこのメタンを何とかして吸収する方法ないのかといことで、御承知のように、メタンといのは炭化系水素の化合物でありまして、これは非常に燃えますと大変な瞬間的に坑内の炭鉱ガスは坑内の炭じんを含めて一緒になった状態で点火されると、いわゆる坑内ガス、坑内爆発といのは、ほとんどこのメタンが関係しているわけでありまして、こうしたものがしかもこの地球温室効果とい面では、

二酸化炭素の学者によれば20倍、30倍も温暖化のための温暖化効果というのがあるのだそうですよ。そういうようなものを何とか野放し状態にしていなくて取り出す方法はないのかと、あるいは、そしてまた封じ込める方法はないのかという、そういったものに対する研究を国レベルでやはりやるべきでないかと。そうすることによって、本当に6%の枠あるいはまた現実に8%を超える削減率というのは、今日本の国だけでできないので、海外に対して一定の金を出して海外の二酸化炭素を封じ込めるものに日本が金を払ってやらせると。そして、それを日本の数値として出して、8%以上の日本は役割を果たすのだと、そういう方向に今持っていつている状況でありますから、一方ではそういうふうに金を使いながら、国内では二酸化炭素の何十倍もあるようなメタンをそのまま放置しているということは、私はやはりおかしいのではないかと。これはうちの職員がR I T Eに行っても、J C O A Lに行ってもそういうことも産業という面で考えるとなかなか難しいけれども、環境という問題で考えたときに一つの方策があるのではないかと、こういうような御指摘をいただきましたので、そんな方向で今後も考えていきたいと、このように思っております。

議長（扇谷知巳氏） 谷津議員。

11番（谷津邦夫氏） 私は先ほど申し上げましたように、この環境基本計画、これは相当立派なものだと思っています。これ自信持って表に上げるべきだと思うのです、上部機関に行っているかどうかわかりませんが、ただ、ちょっとこれ気になるのが、水清くと書いてある。水清く緑あふれる、最近水清くでなくなったので、その辺うまくやってほしいなと思っています。

次に行きます。市民参加の中の協働ルームの関係ですが、これ非常に市長、先ほど答弁の中で地域を絞り込んでやれるところからやってきたいというような話ししていました。それも一つの方法かと思っています。私も、町内会、連町におりた町内会なのか、議事録なんかをいろいろと読ませてもらいました。各地域の差が余りにも大きいということがつくづく感じます。当然、これ各地区に市の職員が担当していますから、中身は十分わかると思っていますけれども、そういう意味では特に高齢化している中で、口は一生懸命言うけれども、実際に動かないのですよね。そして、その人によって、しょっちゅうかわるから、また組織もなかなか下までおりないというか、なかなかそういう理解ができていないと、そういうことがあります。

そこで、ひとつぜひ参考にしてほしいのですけれども、行政パートナー制度、今あちこちでは始まっています。それで、自立に向けて金のない中でどういうことをやろうかということで、あちこちひねっています。恐らくうちの行革推進本部でもしているのかなと思っていますけれども、たまたまこの中身を見ると、やはり市民だとかN P O、非営利団体なのですけれども、そこにやっぱり委託したり、そうした一定の報酬というかを払って、そして行政のパートナーとしての一定のまちづくりに対する意識改革あるいは責任を持たすというか、そういう協働運営なのです、やっぱりね。だから、なかなか連町だと

か、一つの団体とのつながりでなくて、そういう一定のやる気のあるそういうふうなパートナーをつくることによって、そのまちづくりのいわゆる行政半分、市民半分の意識改革もやっていけるということを明確にうたっているわけです。そして実際に取り組んでいるのです。これ、埼玉だったかな、志木市なのですから。ぜひ、これ参考にしてほしいなというふうに思っています。特にNPOの立ち上げ含めて、三笠に残念ながらあるようではないのです。市民会館なんかでも三笠市民でないという話ですから、そういうものもこれから育成していく指導も必要でないかなという気もするのですけれども、その辺ちょっと見解をいただきたいというふうに思っています。

それとあわせて、市政懇談会、出前トークなどを実際に市民要求があれば出向いているという実態としてあります。ただ、市長が今初めて市政懇談会団体でやるということなのですから、まちづくりという大きな観点から議論していくために、連町というよりも、やっぱり住んでいる地域の声というのか、言いたい人たくさんいるのです。そういう機会があるようではないのです。だから、町内会の責任者の方々がそういう声を吸い上げてきて、こっちの方につなげていくというのなら、一つの流れとして見えるのですけれども、なかなかそこまで入ってきていません。ただ何かありませんかだけでは、ちょっと同じ役員会だとか、同じ顔ぶれでやったって、なかなか途中で何かお茶濁って何かわからなくて、最後になったら項目だけばんと上げてしまっているという実態としてなきにしもあらずです。そんな観点から、もしやれるのであれば、各地域の方に出向いて、やっぱり全市民の中の声聞いていくということが、一番民主的な中での声を聞くということではないかなというふうに思っています。

それともう一つは、地域に市の職員上がり、OBがあります。そういう方々もやっぱりいろんな意味でやっている方もありますけれども、なぜ優秀な方々がもう少しそういうところに目を向けないのかなと、ちょっと気がいたします。その辺やめた人にやれというのもおかしな話ですけれども、ちょうどその辺が意識改革もその一つの方法かなと思っていますけれども、見解があればいただきたいと思っています。

議長（扇谷知巳氏） 企画総務部長。

企画総務部長（山田勝次氏） 事務的な部分を私の方からお答えいたします。

協働ルームの方で時間がありませんので、手短に申し上げます。実態として過去連町でこぼこといいますか、山坂あるのはそのとおりであります。先ほどできるところからということですが、できる連町からという意味ではなくて、全部の連町でできる単町という意味も含めて、それからできることから、全部がみんな一緒になければ進まないという考え方には立たないで、そういうことで進めていきたいというふうには思っております。

それから、志木市の例で、行政パートナーということになります。これも手短に申し上げますが、志木市の場合は一定の議会論議も経て、たしか15万円ほどだったと思いますけれども、有償ボランティアということをやっていることもあります。それから何より

も、今600人ぐらいいる市の職員をあと10数年かけて逆転させると。この行政パートナーの方を多くするということが、現市長が異論があって、議会ともそういう論議をしながらやっているということですから、今おっしゃる行政パートナーそのものを否定することではありません。ただし、これが端的に連町の今協働にかわるということにもならないし、ある意味ではこういったものも、いろんなこともまぜながらといいますか、やっていかなければならないのだろうというふうに思っております。

事務的には以上です。

議長（扇谷知巳氏） 谷津議員。

11番（谷津邦夫氏） 部長も今話したらぱっと返ってきたので、一定の中身知っているなと思っています。それで、ぜひ今後のまちづくり考えるときに、やはりこういうところを参考までに職員の方々が足運んで研究する材料が必要かなと思っています。議会も当然そういう認識に立たなければならないと思っています。自立した以上、やはり私どもも責任ありますから、そういうことをぜひ参考にしながら、特に行政改革本部、一生懸命これから19年度に向けてやらなければならないと思っていますけれども、ぜひそういうことで前向きな取り組みをお願いして、質問を終わります。

議長（扇谷知巳氏） 以上で、谷津議員の質問を終わります。

この後の大綱質問を保留し、昼食休憩に入ります。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時01分

議長（扇谷知巳氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大綱質問を継続します。

2番齊藤勲議員、登壇質問願います。

（2番齊藤 勲氏 登壇）

2番（齊藤 勲氏） 平成17年第1回定例会に当たり、通告に従い質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

最初に、介護保険について質問いたします。

介護保険制度は、平成12年度に急速に進展する高齢化社会が直面する問題の解消、年々増大する医療費の抑制などを目的としてスタートし、5年を経過しようとしています。法案成立時の5年経過時に制度等を見直すとの約束により、制度の見直しの一つとして、平成17年10月から施設サービス利用者と在宅サービス利用者との間の給付と負担のアンバランスの是正、年金給付との重複の排除等を理由として、食費、ホテルコストの利用者負担が予定されており、利用者にとっては負担の増となります。三笠市の介護保険の認定者は介護保険制度の周知普及もあり、年々増加し、2月1日現在、要介護度3以上の270人を含む654名という実増になっております。また、介護保険の対象者である三笠市の65歳以上の高齢者は、2月1日現在4,588人、高齢化率は37%と非常に高い数値となっています。そのうち、ひとり暮らしの方も1,441人となっており、介



介護保険に対する需要は今後も多いものと予想されます。市政執行方針にありますように、18年度を初年度とする第3期介護保険事業計画の策定に向け、作成委員会において予防対策及びサービスの総合的な供給体制などの検討を行ってまいりますと述べられています。

そこで質問であります。第2期の介護保険事業計画が17年度で終了しますが、第3期の介護保険事業計画の作成に当たり、介護保険の利用と供給の現状と問題点、課題についてどのように認識し、分析しているのかお聞かせください。

次に、私は問題点、課題の一つとして、特別養護老人ホームことぶき荘に入所したくても入所できないで待っている人が3月1日で144名いると聞いています。保険者としてこの問題の解消に向けて、どのように取り組んでいくのか。また、第3期の介護保険事業計画との関連についてお聞かせください。

次に、行財政改革について質問いたします。

市政執行方針の中で「国が進める三位一体の改革は、地方の権限と責任を大幅に拡大し、住民に必要な行政サービスを、地方がみずからの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国・地方を通じた簡素で効率的な行財政システムを構築することであり、政府が一丸となって取り組んでおりますが、本市のように国からの財源に多くを依存している小さな自治体にとっては、非常に大きな影響を受けております」と述べられているように、三位一体改革とは国庫補助金の廃止削減と地方への税源移譲、そして地方交付税改革と一体的に実現しようとするもので、これを受けて昨年度の国の予算でも地方交付税と臨時財政対策債が12%削減されており、17年度の地方財政対策では地方税と地方交付税、そして臨時財政対策債を合わせた一般財源の総額は前年度並みを確保したことになりますが、前年度の削減された額をベースとしての比較であり、地方財政の圧縮でしかなく、税源の移譲についても人口基準の配分であり、三笠市のような人口の少ないまちにとっては非常に厳しいものとなっております。

また、平成19年度以降の地方分権改革の一環として、地方交付税が大幅に削減されることが予測されることから、これに対処するため、さらなる行財政改革を検討すると17年度中に行財政改革に取り組むことが述べられています。

そこで質問ですが、その大幅な削減の予測金額の見積もりは幾らなのですか。

行財政改革については、三笠市は過去に何度か取り組んでいて、ほかの自治体と比べても三笠市の置かれた環境から、先進的に取り組んでできていると認識していますが、今回の行財政改革の検討、取り組みの手法はどのように考えているか、お聞かせください。

以上、登壇での質問といたします。

議長（扇谷知巳氏） 市長。

市長（小林和男氏） それでは、総括的なことについて私の方から答弁申し上げます。

まず、第1点目の介護保険の問題についてであります。齊藤議員も御指摘のとおり、平成12年から始まった介護保険が当時は国家規模での予算は約3兆2,000億円とい

うことで出発したわけですが、この平成17年度の段階に来て、利用者がどんどんふえていくというようなことから、今その予算は6兆円に迫る勢いになっているわけでありませう。したがって、そのための給付抑制を図るために、今回主な改正として予防ということを中心に、あわせて在宅介護と施設介護とのアンバランスを均等化するという意味から、施設利用者の負担を増加するといった内容が出されてきたわけでありませう。そうした厳しい財政事情を何とか改善するためには、一時介護保険対象者の年齢をぐっと下げてやるという若い若年層からも求めるといような案も出されました。しかし、現行の状態では、ただ単に保険料を納める年齢を下げるだけでは、理解していただくことができないというようなことから、抜本的なこの介護保険制度のあり方については、2009年までに何らかの意見のめどを見直すということから、これを法的に拘束力はないけれども、附則という形でこの問題を先送りしたところでございませう。

さて、御指摘にありましたように、現在私どものまちでは、従来からありました事業団のことぶき荘、それからデイサービス機関、そのほかに新しくここ一、二年の間にデイサービスの施設が二つ、グループホームもできました。そんなことなどから、今後予定されている介護保険料も上げざるを得ない、そういう状況が出てきておるわけだ。それともう一つは、ことぶき荘に現在利用している方々のうち、特に今回はこの10月から、いわゆる食費、それから使用している部屋代、こういったものから利用者負担がなされるようになるわけでありませう。実はこのことぶき荘ができたときには、利用する方々の介護をできるだけ個人の尊厳を重んじるという立場から、国の指導として個室を多くするよという指摘がされませう。実はこの個室を幾らか設けてきたわけでありませうが、今回12月からの部屋代をめぐって、この個室化とそれから複数で入る人との間に、いわゆる部屋代という部分で大きな格差が出てきて、保険料といひますか、利用されている方々の負担が大きくなるという問題が実は出てきているわけでありませう。好きこのんで私は個室に入っているわけではないよというふうに言われれば、そういった問題をどうするかという問題も改めて考えていかなければならないという課題が、当面の課題として出てきているところだ。

また、御指摘のありましたように、この介護保険の件につきましては、先ほども触れましたが、この18年度を初年度とする第3期の介護保険事業計画の策定に向けて、御指摘にあったよな問題、さらにその後国が考えている介護保険料の若年化あるいはまた一層のこと、現在の医療保険のようにすべて対象者を網羅するよな新たな視点で、この介護保険がつくられていくという可能性も出てきておるわけでありませうから、そういったことを見越しながら、総合的かつ現実的な問題として取り組んでいかなければならないというふう考えているところだ。

それから、細かいことにつきまして後ほど所管の方から申し上げさせておきます。

いずれにしても、この介護保険の問題は、いろいろな課題を含みながら先送りされた部分も数多くございませう。そういったことも先ほど申し上げたよに考えながら、第3期

の介護保険事業計画の策定に向けて取り組んでいくことにいたしているところでございます。

それから、19年度から地方交付税が大幅に削減されるだろうと。具体的にどんな数字なのかというような御指摘がありました。ただ、私どもとしてとらえているところは、御承知のように、昨年の10月にこの三位一体の改革の国と地方6団体との話し合いの段階で、財務省が示した内容から、全国知事会あるいはまた北海道が試算した場合、その基本の考え方を三笠市の分として置きかえてみますと、平成17年度、18年度の2年間で約10億円の地方交付税及び臨時財政対策債が削減されるというような推計をいたしたところでございます。その後は御承知のように、平成17年度と18年度部分につきましては、16年度の総額を確保するということが決まりまして、その後の19年度以降の問題については中期地方財政ビジョンの中で検討するということで確認し、いずれにしてもここ2年先送りしたというようなことから考えれば、先ほど前者の議員のときに御答弁申し上げましたように、17年度の段階で19年からのことを予想して、その時点であわてることのないようにあらゆる観点から検討を始めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上、細かいことについては、後ほど関係所管から答弁させますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 保健福祉課長。

保健福祉課長（浜本和孝氏） それでは、サービスの現状と課題ということで、まず一点申し上げたいと思います。

ここ数年の推移につきましては、対象人口は横ばいでございますけれども、認定者及び利用者は年々増加傾向にあるという実態でございます。居宅サービスにつきましては、既に御存じかと思えますけれども、昨年デイサービス2社に事業新設、またグループホームも増設するというので、ある程度実態的には、施設的には整備拡充されたということで理解しているとともに、デイサービス、グループホーム、訪問介護が増加傾向にあるということでございます。

あと、施設サービスにつきましては、3施設ということで特養、老健、それから療養型ということで、三笠市ではこの3施設はそろって、市外の施設もございますけれども、それなりに整備はされているということでございます。

それで、総体的には国が目指す施設から在宅という流れを言われていますけれども、三笠もある程度施設も若干減る傾向にございますけれども、そういった国に沿った流れになっているのかなということで受けとめております。

それで、課題的には現状今申しましたように、ある程度施設等的には整備されて、利用者の選択肢もふえるなど、介護環境を整えつつあると考えております。

大きな問題としましては、やはりサービスの質の向上ということで、特に三笠の場合、

介護度が2.44と全道的に1番ということでありまして、そういった中でやはりこれをどう改善していくかということの中、今、国では今言ったように介護にならないための予防策ということと、それと今言ったように、サービスの質の向上がこれから求められているということでもあります。そうした中で、今、国で予防策について具体的に検討されておりますけれども、これを受けて本市も在宅ができるような体制づくりということで、今、市長が申しましたように、18年からの体制づくりに委員会通しながら総合的な観点から検討を行ってまいりたいと考えております。

それから、特別養護老人ホームの待機者の解消をどう取り組むのかということでございますけれども、今、待機者は144名おられます。内訳的には入院者が41名、それから老人保健施設等が41名入所されていると。あと在宅が55名、その他介護施設以外の施設に入って、三楽とかそういった保健以外の施設に入っておられる方7名おられるということで、合計144名おります。それで、在宅ですけれども、今55名おられますけれども、市内の方が40名、それから市外が15名ということでありまして、その対策としまして、市内40名のいろんな形で介護サービス、居宅サービスを受けていただくということで、今通院搬送が12名、給食サービスが2名、ショートステイが6名、デイサービスが8名、延べ28名ということで、実質的には19名ということで、大体47%今そういう形で在宅で待っている方についてはいろんな居宅サービスの私もお勧めして、また受けている状況でございます。今後ともそういったことで予防対策、ヘルパー派遣とか、そういった在宅サービスの拡大に努めてまいりたいと思っております。

あと、介護保険事業の経過についての整合性でございますけれども、特養については3カ年計画で98名一応考えておりますけれども、15年の実績につきましては、月平均ですけれども、計画が98名で実績が97名とマイナス1名になっております。それから16年につきましては、見込みですけれども、98名の計画の中で4名ほど落ちるかということで、今想定しまして94名、それから17年については98名ですけれども、これからですけれども、1名ぐらい落ちるのではないかとということで考えております。

以上でございます。

議長（扇谷知巳氏） 斉藤議員。

2番（斉藤 勲氏） 答弁という部分で、一つ行財政改革検討の手法というものをどういうふうに考えているか、ここがちょっと答弁ないと思うのですけれども。

議長（扇谷知巳氏） 助役。

助役（西村和義氏） 質問者御承知のとおり、平成19年度の交付税の削減に向けて、行財政改革をさらに進めなければ成り立っていかんだろうというのがまず前提として今想定しているということです。これは、とりもなおさず、機構改革なんかと同じ考えになってくるだろうというふうに思っています。いわば、三笠市としては今人をどんどんどんどん減らしてきています。最終的には150名体制にしようということで、補充は極力しないで人の削減をしているという現状にある中で、仕事は今のままであれば人減らしだけ先

行したのであれば、これは仕事も立ち行かなくなるわけだと、そういった側面も一方では抱えているということがあります。

さらに、その交付税の削減ということが問題視されていると、こういう現状の中で、どう取り組んでいくかということです。これちょっと時間的に非常に余裕がありません。私どもとしては、ことしの上半期ぐらいにこの行財政改革の中身をまとめ上げると、そのように考えています。機構も仕事を減らしたのに応じた機構改革をしなければならないと。これもことしに上半期ぐらいまでに案をつくりましょうと、こう思っています。後半は18年度の予算化に向けてどう取り組んでいくかと。もう18年度からできるものはやっていきましょうと。そうでなければ、19年行かないでしょうと、そういう考え方で今現在取り組んでいるというのが実態でございます。ですから、何とかこの上半期までにそういう行財政改革の中身、さらに仕事の量といいますか、中身の確認、その上での組織機構の見直しと、それらをワンセットとしてこの上半期に仕上げ、その後実際に実施できるものからやっていきたいというのが現状でございますので、いわば時間的なものというのは私は半年しかないというふうに思っております。その半年間でこのことを見直して仕上げるということになってまいりますと、これは今のある行革推進部が中心となって行う以外方法はないだろうと思っております。

ただ、当面の対策としては、その時間的余裕からそのように考えていますけれども、将来的にこれで済むとかなんとかということもまだまだ推測できません。そして、さらによりよい改革というものが求められていこうと思っておりますので、その先々につきましては、改めて以前市民組織を構成して5年間いろいろやってまいりました。そういうことも再度勉強しながら、検討していかなければならないだろうというふうには思っております。

議長（扇谷知巳氏） 齊藤議員。

2番（齊藤 勲氏） 最初に、介護の方の問題ということなのですが、要するに指摘という部分からいくと、特別養護老人ホームことぶき荘が待機者が144名いると。それで、答弁的には努力してということやってきているということなのでしょうけれども、具体的にその解消というか、そういうものについてどういうふうやっていくのかということが答弁にないというふうに思っています。それで、実態的にいうと、平成12年度から始まって4月の部分でいけば80名が特別養護老人ホームに入っていたわけですが、この時点の介護4とか介護5の部分でいくと、12年が介護4でいくと27名が現在では42名になっていると。それから、介護5でいっても12から30になっていると。言ってみれば、介護度が上がってきているという、こういうようなことがあるということで、待機者の中には介護1と2というようなそういう人たちもいますけれども、いずれにしても先ほどの答弁にありましたけれども、入院中だとか他の介護保険施設に入っている人だとかというのがありますけれども、こういう人たちを除いていくと、大体要介護3と4と5と合わせると27名ぐらいいるということですから、やはり今のうちの高齢化し

ていくという実態からいくと、ますますこういう需要がふえてくるのかなと、こういうことで考えていますので、この辺のところを非常に難しい問題かなというふうに思っていますけれども、どういうふうに考えているのかなと。具体的に考え方というか、そういうものをひとつお願いしたいというふうに思っています。

議長（扇谷知巳氏） 市長。

市長（小林和男氏） 実は、そうした待機者がいるということについて解消するということは、最大の私どもの願いなのですが、正直申し上げて、今施設をふやす、あるいは利用していただく定員の数をふやすということは、極めて道や国の認可がおりないという状況、それは先ほど申し上げたとおり、施設介護から在宅介護へという大きな介護の流れがあるということがひとつございます。

それからもう一つ、今私どものことぶき荘がそうなのですが、非常に問題が出てきたのは、介護度が高い方を入れるということは、逆に言うと、手間暇かかるということなのです。介護をする、いわゆる介護員の人にしてみれば、介護の手間がかかるから介護度が高いわけですから。ところが、それにあわせて介護度の高い人はどちらかというと病弱傾向の方が多いと。そういうことで、きのうまで元気だったのだけれども、きょうはもう体調が悪いとかといって、年齢も高齢化して、もう80数歳を超えていますから、平均年齢。すぐ入院してしまいますと、御承知のように、国から介護の部分というのは一切一銭も入ってこない。そうすると、1週間入院していると、その分は全く没になると。介護度が高いゆえに、入ってくる金額も高い。それが入ってこないということになりますと、経営上は大変厳しい状況になると。それから、今申し上げましたように、施設利用がふえる。大体試算いたしますと、個室に入っているのを計算しますと、食費を合わせて月7万円以上は今回上がるだろうというふうに、細かい数字は申し上げられませんが、ざっと頭で計算しただけでも、1カ月当たり7万円から8万円上がるだろうというふうに思います。それだけの金額が上がったときに、果たして施設へ希望する方がどうなのかという問題も当然出てくるわけでありますから、細かい国の部分については、現在厚生労働省の中で精査しておりますから、具体的に出ておりませんが、少なくとも今回10月から新しい介護制度の中で取り組めるものについてやるという今言った施設での食費と部屋代については、概算だけでもそういうふうになると。うちのように個室に1人入っているということになれば、当然それだけの金額が入るとすれば、年金との兼ね合いを考えますと、非常に入るときに自分の年金プラス幾らかを入れなければ入れないという、そういう状態もこれから惹起してくるのかなと思ったときに、果たしてこの希望している待機者の数がすべてそういうことになるのかということも考えていかなければならぬだろうし、その分、確実に国から入ってこないわけですから、そんなことも含めながら、この第3期の介護保険事業計画を組み立てる段階には、そうしたことも含めながら、検討を加えていかなければならぬだろうというふうに思います。したがって、従来までの待機者が待っていてすっと入る、欠員になったからすっと入るという入る条件が大き

く変わったということ、まず市民の方々やまた待機されているの方々、現在入っているの方々にも知らせなければならないだろうと、このように思っているところでございます。

それからまた、御承知のように、うちが老人養護施設を抱えております。この老人養護施設は今回国の方では手を加えませんでしたけれども、非常に高齢化になってきております。その養護老人ホームに入っていて、特養に入りたいという方もかなりの数がございますし、養護自体に入っていて利用されている方々の介護度も非常に高いというようなことから、現在のいわゆる介護士の定数が今回は見送りになりましたけれども、恐らく近いうちに1人入って利用している10名に対して介護をする人が1名という定員から、聞こえてくるところによると、20名とか25名に対して1名というようなことになってくれば、これまた大きな問題にならざるを得ないと。介護保険適用の施設と養護は全く違う措置費で賄っているわけでありますから、違いますけれども、一方では特養に入りたいという、養護に入っている方々の希望というようなことも考えますと、やはりこれは大きなさま変わりなのかと。ただ、介護保険料が上がるというだけではなくて、実際に利用している方々や、あるいは入っている方々にもそうした大きな課題も持っているというようなことも、これからきめ細かくそういった問題点を出して検討していきたいなと、このように思っております。

議長（扇谷知巳氏） 齊藤議員。

2番（齊藤 勲氏） 確かにそういう部分では非常に大変だなというふうなことを感じますけれども、いずれにしても、介護保険料払っていても、そういう恩恵を受けられないという、こういうような問題が当然あるわけですから、ここの部分については、やはりこれからも努力していただきたいというふうに思います。

それで次に、行財政改革の問題ですけれども、答弁ですと、17、18年度で合わせて10億円という、こういう理解なのか、19年度単年度でその財源不足というのか、交付税が削減されるという部分が10億円なのか。それと当然今の部分でいくと、税源の移譲だとかと、こういうことが出てきますので、それらも含めて一般財源という言い方だと思うのですが、これで10億円ということなのか、ちょっとその辺教えてください。

議長（扇谷知巳氏） 企画総務部長。

企画総務部長（山田勝次氏） 答え方から申し上げまして、想定のお答えで、先ほど市長が答弁したのは予測の数字でありますけれども、2カ年で19年度から10億円減るということです。おわかりでしょうか。19年度に今回16年度の交付税、普通交付税、臨時財政対策債を抜きにして、当初予算35億5,000万円です。これが財務省の試算どおりでやった場合、19年度には10億円減りますと。つまり25億円まで減ってしまいますというふうに理解してください。細かいことは、もしあれでしたら、財務課長から詳しく御説明いたしますが、昨年に財務省が示した一たん交付税を落とすぞというその試算を全国知事会なり、市長会なりで一定の財務省の試算をもとに積算をしたと。それを三笠市に当てはめると、三笠市の場合は単年度で具体的に申し上げましたら、そのとおりも

し仮に実行されれば、17年度で5億円減ったと。18年度で5億円減ったと。つまり2年間で10億円と、こういうことです。そういう一つの方向は出したのですが、最終的には地方のいろんな猛反発もあって、国は引っ込めたと。17年度、18年度については、16年度と保証しましょうと。しかし、19年度は別ですよと。そこから先はと、改めて見直しますということなものですから、全く違う見直しにはならないでしょうと。そのとおりいかないかもかもしれませんが、一たん財務省が示したものをそのまま適用すると、19年度からは、今言いましたようなことで10億円減るという覚悟をしなければならないでしょうということが、前段にも市政執行方針で持ち出しています、予算編成で持ち出していますように、そのことを念頭に17年度から取り組みますと、こういう意味です。したがって、これ一般財源等のお話でしたけれども、御承知のとおり、予算措置上は交付税そのもの、一般財源という扱いをしておりますから、これはまともに一般財源が減るということで御理解をいただきたいと思います。

議長（扇谷知巳氏） 齊藤議員。

2番（齊藤 勲氏） それでは、今の部分で19年度という部分でいくと10億円という、こういう理解だと思えるのですけれども、これだけ今うちの財源で今100億円ですから、単純に考えても1割減ってしまうと。非常に大変なことだというふうに思います。

それで、この対策として行財政改革を進めていくということになるのですけれども、この10億円を減らしていくというか、こういう削減させていくということになると、大変なことだというふうに思うのですけれども、それで手法という意味で、時間がないというようなことで、今の内部でもって検討していきたいという、こういうことなのですけれども、市長がいつも言っています市民参加だとか、あるいは協働のまちづくりだとか、あるいはその情報の公開だとか、こういう部分の言い方からしても、やはり市民と一緒に、言ってみれば、まちづくりという観点ですから、こういう部分できちんと市民も参加をさせて、そしてつくり上げていくというか、こういうことが必要だというふうに私は考えているのですけれども、その辺どういうことの見解をお持ちでしょうか。

議長（扇谷知巳氏） 助役。

助役（西村和義氏） 今、説明で10億円、19年度から国の方針では削減されるだろうと。ただし、10億円削減、3分の1です。これ自治体も3分の1削減されたら、みんなばったです。うちだけの問題ではありません。これは赤字再建団体がごろごろ出てきて、やっていけるのがほんのわずかと、そんな実態になり得ると、そういう前提があるわけですから、これは三笠市だけの問題ではなくて、全国的な問題、果たしてそれを断行できるのかどうかという意味では、極めて疑問視はしております。

ただし、それなりの対策は考えていかなければならないだろうと。多少はよくなることを期待しつつも、対策だけは講じていかなければならないだろうというのが、今の思いでございます。ただ、断行されたら、これ全国的に自治体のあり方というのが根本的に変わってしまうと。とんでもない事態になると、そういうことになるわけですから、まずそ



ういうことを前提として考えていかなければならないということです。

その場合に、先ほど言いましたように、19年度を目指すとなれば、できるものは18年度からしたいと。そのためには17年度の前半にある程度のやるメニューを決めなければ、18年度には実施できないと、こうなります。例えば何かの業務を委託するにしても、では、これを委託しよう。所管との間で整合性つけて、よし大丈夫だと。では、今度委託先どうする、金どうする、課にどうするということになってくると、これは18年度から1年でも早くやるのが実効が上がるわけですから、そういった意味では早くやらなければならないということをお大前提に考えているということです。先ほど言いましたように、市民の声を聞かなければならないということは、そのように思っています。ですから、今当面の目先のこの急ぐことについては、これはせつかく行革の推進部をつくっているわけですから、今職員挙げてそこで取り組んでいる、もう既に取り組んでいるというのが実態です。ただ、そういった中でこれから先、一定の急ぐものを片づけた後に、それでいいということには多分10億円のすぐ金は浮かばないだろうと、そう予測されるものですから、そういった意味では本当にこれからどうするのだということについては、改めてきちんとした体制で取り組んでいかなければならないだろうと、そのように思っています。ですから、そのときには、当然市民も対象にした中で、組織づくりをきちんとして、前は5年もかけてやりました。ですから、今度は何年になるかわかりませんが、ある程度の長期プランでできるものからまたやっていくという、そういう体制も再構築する必要があるのかなというふうには考えております。ですから、市民の声を聞かないという意味ではなくて、今はちょっと物理的に難しいけれども、その先々についてはそういう体制も考慮しながらやっていかなければならないだろうというふうに考えております。

議長（扇谷知巳氏） 企画総務部長。

企画総務部長（山田勝次氏） 先ほど一般財源のところ、私適切でない表現の答弁、丸々減るといって答弁をいたしましたので、ちょっと適当でなかったもので、修正を加えさせていただきます。

御承知のとおり、この三位一体改革と連動しての交付税の削減と、こういうことであります。そこには、税源の移譲ということがあります。御承知のとおり、6団体で3兆2,000億円ということで提起をして、打ち切りをしたのですが、最終的な答えはまだ出ていないということです。したがって、この税源の移譲が交付税だけが一方的に全部減るのではなくて、片方で税源の移譲がされるということは、当然国はすると言っていますし、あることだと思っていますが、100%される保証はないという意味で、そう簡単にはいかない。かといって100%補てんされないと、そんなことも言い切れませんが、少なくとも100%補てんされるという見込みは、そこまでは甘くはないだろうと。

一例で申し上げますが、国は今回この行財政改革をすれば、例えば職員を減らせばです。あるいは施設を民間に委託をして維持補修費を減らせばということです。そういうことをすれば、予算を落として済むから、その分交付税を減らしたってやっていけるでしょ

うというのが国のこの交付税の見方に立っております。うちのように平成3年から職員も減らし、議会の協力をいただいているんなことをやってきたと。これ以上何するのですかと、市民の協力もいただいて、やってきているところに対して、やれば交付税減ってもいいべという理屈を持ってこられても、現実に交付税もう落とされています。では、その分減らしたのだからやっていけるべということにはならない、こういった意味でこれちょっとピントがずれた例かもしれませんけれども、必ずしも国は口で言っているように、片方で補てんするから交付税減らしてもと言っても、うちのようなところにはそうはいきませんということだけは、ひとつ頭に置いていただければと思います。一般財源、全部減るといふわけではありませんが、そういう視点は見なければならぬというふうに思っております。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 齊藤議員。

2番（齊藤 勲氏） 今言われたのは、経営努力が報われる算定の改革というのはこんな表現になっていますけれども、ことしは17年度3,000万円でしたか、見ているのは。一応そういうような税源委議等も含めた中で10億円と言ったけれども、ここの部分そういう要素を入れれば、まだ減る可能性があるという、こういう理解でいいですね。

議長（扇谷知巳氏） 企画総務部長。

企画総務部長（山田勝次氏） もう一回申し上げますが、10億円は昨年財務省が物を言いだしたのを試算すればということです。そのことと今助役が申しあげましたように、10億円も簡単に減らされたら、みんな生きていけないと。そのままでいいのですかという意味では、それなりのものも申さなければだめでしょうし、そういう行動もし、期待もしなければならぬということではあったとしても、間違いなくそれがどう展開するかというまでは、一自治体の中で申しあげるところまで至っていかないと、そういうふうに思っておりますので、ただいまの御質問はちょっと的確な答弁しづらいかなと思っております。

議長（扇谷知巳氏） 齊藤議員。

2番（齊藤 勲氏） いずれにしても、きちんと数字は出ないけれども、大変な状況になってくると、こういうことで行財政改革を進めていきたいということで理解していますので、私が先ほど言ったように、当面緊急的にやらなければならない部分というのが当然あると思いますので、そういう部分を除いて、きちんと市民を含めた中でまちづくりをしていただきたいと、こういうことで要請して終わります。

議長（扇谷知巳氏） 以上で、齊藤勲議員の質問を終わります。

次に、4番佐藤議員、登壇質問願います。

（4番佐藤孝治氏 登壇）

4番（佐藤孝治氏） 平成17年度第1回定例会におきまして、市政執行方針、教育行政執行方針について通告に基づきまして御質問させていただきますので、御答弁のほどよ

るしくお願いいたします。

三笠市を取り巻く環境は極めて厳しい状況であり、平成19年以降に向けてさらなる厳しさが想定されます。しかし、自立を選択した以上、環境の変化に対応し、生き残るために知恵を出し合い、大きな改革を先行しなければいけないと感じる次第でございます。昨年も他市町村に先行して、退職時特別昇給制度を廃止するなどの努力は評価できるところでございます。しかし、国政レベルでは、地方の行政改革が求められる中、地方公務員の給与、特殊勤務手当のあり方が問われております。総務省では特殊勤務手当の調査を行い、昨年の12月に公表されており、手当の見直しが検討されておりますが、本市におかれましての現状と改善できる部分はないのかお伺いいたします。

次に、行政運営に当たり、行政評価制度と人事評価制度を試行する以上、制度の内容が確立されたことと思います。組織改革を行うのに大事な部分は、人材を育てられるかどうかであると思います。組織は人材で決まると私は考えております。その意味で、人事評価制度はとても重要な要素となり得る制度でございます。あくまでも職員意識の活性化につながる制度であり、一方的な査定主義の仕組みをつくってしまうおそれもあり、職場が権威主義に陥り、上司の機嫌をうかがう職員が出てくるおそれもあります。私はこの人事評価を単に行政内部の職員評価として終わらせるのではなく、評価結果を積み重ねることにより、親切的窓口対応や事務処理の迅速化などにつながり、初めて意味のあるものと考えます。昨年4月から制度をスタートさせた川崎市では、評価方法を業績評価、能力評価の両面から判定し、ボーナスなどに反映させ、さらに昇格などの人事にも活用しようとしておりますが、私は能力評価、業績評価はいまだ試行錯誤の段階ではないかと思うのであります。能力をどうやってはかるのか。業績と言っても公務の場合、簡単に数値化できない要素が多分にあります。このような特殊性を考えますと、大事なのは評価過程を透明化していく取り組みであります。今年度から試行するに当たり、本市はどのような内容なのかをお伺いいたします。

次に、教育行政の学校の防犯対策についてお伺いいたします。

2月に起きた大阪府の教職員殺傷事件を受けて、全国的に学校の安全対策が再び問題になっております。昨年だけでも不審者など学校に侵入して児童に危害を及ぼすおそれがあった事件は20件も発生しております。空知管内でも、つい最近2校にインターネットの掲示板に学校襲撃の書き込みがあり、集団下校しております。学校独自の危機管理マニュアルも作成していると思いますが、行政指導としてどのような取り組みをしているのでしょうか。全国的にスクールガードと呼ばれている学校安全警備員の配置の要請などが活発化しております。また、通学路を考えますと、防犯対策は地域の人たちの協力も必要とされます。市民の人が犬の散歩のときにパトロール中の腕章をつけて散歩をしながら防犯対策をしているところもふえてきております。また、公用車などの不審者警戒中のステッカーを張って走るなど、いろいろなアイデアで防犯対策に取り組んでおります。特に民家などが少ない場所では、緊急通報システムのついたスーパー防犯灯などの設置が必要

と思われませんが、理事者の見解をお伺いいたします。

次に、コミュニティスクールと呼ばれる地域運営学校についてであります。公立学校の教育改革を進める新たな制度として注目を集めております。従来の学校運営体制を改め、保護者代表、地域代表、学校代表の三者で構成する学校運営協議会を設置し、教育課程や人事、予算などの方針決定を審議できるというもので、つまり教育委員会と同等の意見、具申の権限を持つというものと考えられます。地域住民による学校運営は、本来地元教育委員会が主導権を持って積極的に行わなければならなかったはずであります。地域住民の参加で開かれた学校づくりは、画期的で大いに期待したいが、見方を変えれば、教育委員会は使命を果たすことができなかつたのかという厳しい見方にもなります。地域住民の意向を十分尊重することはすばらしいことであるが、意見の集約や判断基準など難しい面もあると思いますので、これからの取り組み方をお伺いいたします。

以上で、壇上での質問を終わらせていただきます。

議長（扇谷知巳氏） 市長。

市長（小林和男氏） まず、財政の健全化という立場から、特殊勤務手当の実情がどうなっているのかというお尋ねでございます。私の方から現状だけ申し上げて、細かいことは、また所管の方からお答えしたいと思います。

御承知のように、特殊勤務手当につきましては、三笠市の職員の給与条例第43条に記載いたしております。災害あるいは危険など特殊な勤務に従事した場合に支給するというところで、明確にいたしておるところでございます。この手当については、御承知のように、地方公務員は国家公務員に準拠したり、また市独自でいろいろなほかのまちにない特殊な状況があれば、市独自でその必要性を判断して設置するようにいたしておりますが、御承知のように、平成10年と14年の2度にわたって行財政改革に伴う見直しを行いました。従来ありました特殊勤務手当については、行政職についてはほとんど廃止いたしました。現在残っているのは消防職員と医療職員のみに、必要最小限の特殊勤務手当を支給しているところでございます。

それから、2点目の人事評価制度の内容についてお尋ねでございますが、御承知のように、人事評価制度の目的は、職員一人一人が主体的にその能力を發揮するとともに、生きがいを持って働ける職場環境を確立して、最小の経費で最大の効果を上げるとい、そして、住民の福祉向上に寄与するということが導入の大きな目的でありまして、間違っても職員の差別化につながったり、昇進するための手段として使われるようなことがあってはならないだろうというふうに思っているところでございます。

現在、行財政改革部で行政評価と合わせて人事評価について種々検討いたしてまいりました。既に、ワーキンググループを設置いたしました。これは年齢あるいはまだ各所管あるいはまた各種団体等の方々、市の職員それぞれ網羅いたしまして、このグループワーキングを設置いたしまして、既に8回にわたって議論を深めてきたところでございます。

これまでの議論を集約してみますと、一つは昇進管理や人事配置に活用すること、二つ

には昇級や勤勉手当等の処遇に活用すること、三つは人材の育成や能力開発に活用するなど、それぞれ活用方法があるということは、お互いにこのワーキンググループの中で議論をし、望ましい姿としてそれぞれ認識いたしたところでございますが、当面国の諮問機関であります公務員制度調査会がこの人事評価について一定の考え方を出すことが想定されておりますので、それらを待ちまして、一定の判断をしていきたいと思っておりますが、それまでは先ほどこの議論の過程の中で出てまいりました人材育成あるいは能力開発へこの制度を活用するというこの視点に立ちまして、当面は執行していきたいと、このように考えているところでございます。

それから、3点目の学校教育にかかわる教育行政全般についてありますけれども、特に具体的なことについては教育委員会の方から答弁していただきますが、学校はかつて最も安全なところであって、学校にそうした行為が及ぶなどは我々の年代の者にとっては考えられないところでありました。最近、価値観のはき違えた認識の中で、またあるいは物によっては病理的なそういう行動によって残念な結果が出ているということは、私ども認識いたしているところでございます。

したがいまして、特に私どもとしては、一番重要視したことは、登下校のときに子供に声をかけたり、あるいはまた、いろいろな嫌がらせをするというような立場から、地域の方々の御協力をいただくということでサポートハウス制度といいますか、各地区にお願いいたしまして、それぞれ学校の校下あるいは登下校の際に通る道路の近くの個人の住宅やあるいは事業所あるいは商店、そういったものに札を掲げていただいて、そこに子供たちが飛び込んだときには直ちに保護していただくと同時に、警察の方に連絡通報をしていただくということで、市内すべての学校の登下校の地域にお願いし、御協力をいただいている。幸いおかげさんで事件に至るようなことが全く今日までなかったことは大変ありがたいことでありまして、これを今後とも機会あるごとに、そうした住民の方々にも子供たちの安全確保のために御努力いただくことをこれからも努めてまいりたいと、このように思っているところでございます。

一方、学校の防犯対策についてでありますけれども、都会と違って塀を回すなんていうことは、ちょっと私どものまちでは考えられないわけでありまして、もしそういう学校をおりの中に閉じ込めるといようなことは、私は極めて異常事態ではないかというように思いますので、そうしたことはできるだけないように。ただ、校舎内に不審者が入るといことがないように、きちっと施錠体制を強化するという意味、あるいはまた職員室には必ずだれかいて、玄関に来た場合にはかぎをかけていますから、必ず呼び出しをかけて安全かどうかを確かめるというようことを従来進めております。それを乗り越えて、窓を破って入ってくるとか、あるいは既に夜のうちに校舎内に入って、子供たちの登下校を待っているというようことは今までのところございませんけれども、そうしたことを含めながら、その学校管理のあり方をしっかりと教職員をはじめ、地域の皆さん方にもお願いしなければならないと思っておりますし、また今日までそういう方向でやってきている

ところでございます。ただ、実際今回の本州で起きた事件なんかを見ますと、いかなる状況であろうとも突破してこようと思えば突破されるというようなこともございますので、そうした場合には教職員が一丸となって、子供の保護のために全力を挙げることを特に校長会を通して指導いたしているところでございます。詳しいことについては、後ほど教育長の方から述べさせていただきます。

以上、私から総括的に申し上げます。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 企画総務部長。

企画総務部長（山田勝次氏） 1点目の特殊勤務手当でございます。質問の趣旨が現状と改善できる点がないかということであります。現状、多くは市長が申し上げました。かいつまんで若干具体例を申し上げます。特殊勤務手当は、条例でこれは決めまして支給してきたということです。昭和63年の一番多い数があったときには、31の特殊勤務手当を支給しておりました。31種類です。それが現状今は消防が2種類、病院が9種類、合計11種類まで、ほぼ3分の1まで減りまして、一般事務職員はゼロという実態になっております。その経過でありますけれども、そのときそのときにはきちっとその根拠があって、その時点では議会の議決をいただいてやってきたということでありますが、多くは危険であったり災害であったりということと、それから国家公務員に準じてということがございました。一つの例で申し上げますが、ケースワーカー、福祉事務所の生活保護家庭に携わるときに、ケースワーカーの資格を取得します。これはきちんと勉強して資格をとれます。実務に当たっては、いろんな精神的な実態としては苦痛を伴う場合もございます。こういうこともあって、国でも月額定額の特殊勤務手当を支給しております。現在も支給しております。これをこの行革だ、いろんな見直しの中で、三笠市の場合は組合の最終的な同意もいただきまして、国に準じるとは言いながら、三笠市の場合はこれすらも勘弁してくださいということで廃止をしてきた、これ一例であります。そういったことをやってきまして、結果今残っているのは、消防、これは危険現場、災害の出動手当であったり、救急の出動というこの2種類だけです。それから、病院の場合は看護師と医師と、これに対してもっとあったのでありますけれども、これも減らしてきたと。

そこで、今、御質問の改善できる点がないのかということではありますが、正直申し上げまして、これもだめならだめということにすればなるのでしょうかけれども、特に病院の場合は医師の確保と、こういうことがございまして、いわゆる理論、理屈だけではぼっていけないという悩みも抱えているということがございまして、この辺が単純にそうした場合に、ただでさえ今医師の確保が大変な状況となっておりますから、そういう点では経過は経ておりますので、100%ないとは言いきれないにしても、それでは取り組みますと断言できるまでちょっとつらさを抱えているということだけを、ちょっと訴えさせていただきます。以上です。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 教育長。

教育長（富樫繁樹氏） 学校の防犯対策について市長がある程度申し上げましたので、現状それぞれの学校に防犯のマニュアルが個別にございまして、特に三笠の自然条件からいいまして、通学が終わったら玄関施錠、訪ねてくる人についてはインターホン等の確認等々で今対応してございます。ただ、三笠も非常におおらかではありますけれども、昨年からことしにかけてやっぱり校舎の前にうろうろしたり、帰ってくれと言ってもなかなか帰らないということで、警察にお願いした例も出てきておりますので、この辺含めて、全市的な各学校すべてのマニュアルを今見直しをこれから始めまして、17年度中に一定の全市の全学校のマニュアルを策定したいと思っております。その中には、当然今お話しただきましたようにスクールガードマンが一番いいような話も新聞報道等がありますし、ただ費用の問題でいきますと、非常にこれまた悩みがあります。すまたと称して江戸時代の捕り物の棒を置いておけばいいのではないかとということありますけれども、学校によっては職員室から玄関が見えない学校も二、三校あります。そういうことからいきますと、やはりなかなかそれに対応するというのは非常に難しいということがありますから、そうすると防犯カメラもしくはインターホン等々の顔の見えるものと、こういうことになってくるのだと思います。いずれにせよ、そういうことも含めて、いろんな角度から検討して一定の防犯マニュアル、三笠の地域に合った防犯マニュアルをつくっていきたいと、こう思っております。道は、もう既に新聞報道御存じだと思いますけれども、道民の安全条例をつくるということで、その中でも学校等児童についての項目を言及するように聞いておりますので、その辺もまた上等条例の中での方向を確認しながらいきたいと、こう思っております。

それから、地域運営学校については、昨年からそういう制度をやっていいよということになりまして、研究しようということで三笠市がすぐ取り組むということではございません。三笠市、今現在、学校評議員制度という制度がありまして、要は子供をそばに置かないで学校のことを公平に地域の人が見て、学校に対するいろんなことを校長先生に意見具申をしたり、相談に乗るという制度でございまして、これについては15年、16年で今10校、一つなくなるから9校すべて学校評議員制度を取り入れました。したがって、年2回もしくは3回、校長の権限の中で学校評議員が学校に来ていただいたり、もしくはレポートを書いていただいたり、いろんな意見を校長が聞いて学校運営に反映させると、こういうことでございます。この地域運営学校というのは、さらにその上をいきまして、完全にもう地域で学校を運営していこうということですから、端的に言いますと、私学の理事会があつてというようなことにだんだん近づいていくのかなという感じもしています。いずれにしても、こういうものがあつて、北海道では今のところ2校くらい名乗りを上げるように聞いております。まだ全国で数校と聞いておりますので、そう簡単に広がるとは思っておりませんが、やっぱり新しい教育の今の流れの中の一つとして受けとめて、端的に言いますと、ことしすぐということではなくて、ことしから三笠に合うの

かどうか十分その内容、それから先進地等も勉強をさせていただきたいと、そういうことでございます。

議長（扇谷知巳氏） 佐藤議員。

4番（佐藤孝治氏） 人事評価制度の内容等でそういう部分でちょっと詳しく答弁いただいていないような気がするのですが、後でいいです。一つ一つやっていかせていただきます。

まず、特殊勤務手当ということなのですが、確かに今はもう一般職もみんな廃止して、消防と医療関係だけという形にされているのですが、医師の確保という部分を言われると若干質問しづらくなってしまいますけれども、私がちょっと理解できないというか、若干不思議だなと思ったのが、医療関係の透析手当。正規の勤務時間以外の時間で透析作業に従事する医師に支給するということは、正規の時間のときにはいただいている手当になりますよね。ふだんはいただいているけれども、正規以外には透析手当というのを支払っているというふうに解釈できるのです、これを読む限り。多分間違いないと思うのです。要するに透析手当、休日休暇及び2部透析、土曜日透析、このときに手当を払う手当ですから、ふだんはもらっていないはず。だけれども、ふだんいただいている手当が休日や土曜日になったらその手当がつくという、その辺ちょっと矛盾しているのではないかなと。同時に、こういう休日やなんかにいただく手当というのは、やはりそのために時間外手当とか休日手当というのがありますよね。ということは、これをいただいて休日手当をいただくということは、手当の重複というか、その辺がちょっと私は理解できなかったもので、その辺明らかにしていただきたいなと。

それともう一点、医学研究手当、内容はどうでもいいです。医学の研究に関するものですから。これが月額支払い、院長54万円、副院長46万円、医務局長42万円、部長35万円、そして医長が30万円、医員が20万円という、この大きな金額なのですが、これは現実には現在研究員になっている人というのですか、その人は今何名いるのでしょうか。それとこの月額という部分で、何で月額なのかなという部分も若干思うのです。研究にかかった日数で、それに値して払うことはできないのかなと。この月額という部分でも若干理解できないものですから、この辺教えていただきたいと思います。

議長（扇谷知巳氏） 病院事務局長。

病院事務局長（森原 裕氏） まず、透析手当なのですが、御存じのように、透析現在月曜日から土曜日までやっております。それで月、水、金が2部透析といいまして、透析を2回やっておりますので、この終了時間が6時半ぐらいになります。ですから、そういった部分では通常病院の勤務の時間でいきますと4時45分までなものですから、一応4時45分から6時半までの部分、これについては時間外ということでなくて、透析手当、それから土曜日も当然朝の8時15分から、土曜日の場合は1回ですから2時半ぐらい前後見えています。この部分を一応土曜日は休日手当ということでなくて、この透析手当ということでドクターに出しております。



それから、医学研究手当の部分については、これは現在16名の医師がおりますので、この医師全員に月額で支給しております。これは、医学の研究ということで、ドクター毎日ほとんど勤務時間が終わってからすぐ帰るということなくて、それぞれやっぱりいろんな部分の当然医療の世界ですから技術進歩が激しいものですから、そういった部分でかなり残って、当然土曜、日曜日もそれぞれのいろんな学会だとかに行っているような勉強していますので、そういったことを含めて、一応月額で手当をしております。それで、よくドクターの部分は民間病院と公立病院ということでちょっと比較されるのですが、やはり民間の病院から比較いたしますと、公立病院の場合、どうしてもいろんな給料ということで国家公務員法の給料表等によって決まっていますので、その部分では民間から見るとかなり年収的な部分では安くなっていますので、そういった部分でなかなか今勤務も民間の場合と違って公立の場合、宿日直だとかそういった部分で結構厳しくなっていますので、そういった部分ではなかなかドクターの確保というのは、大変厳しい状況にあります。ですから、こういったことも含めて、少しでも来てもらえるような環境でもって対応しているような状況でございます。

議長（扇谷知巳氏） 行革推進部長。

行革推進部長（木澤 榮氏） 人事評価の制度の内容でございます。先ほど市長が説明したとおり、現在制度の作成中ということで、そういう段階でございますが、特に今ワーキンググループ、先ほど市長から説明があったとおり、8回にわたって制度構築ということで今検討を重ねております。

そこで、目的そのものは先ほど市長が申し上げたとおり決定したところでございます。この後、具体的な評価制度の設計に入るわけでございますが、一つには対象者をどうするかと。それから、評価者はどのようにするかと。それから、評価項目をどう選択するか。今現在評価項目につきましても、例えば責任感、意欲、協調性等々8項目から10項目について、そういう項目がございます。これらについて現在ワーキンググループの方で検討しているところでございます。今後の予定でございます。この後、1カ月程度でもってワーキンググループでもって制度の試案を作成したいと、このように思っております。その後、今言った対象職員に対しまして、評価制度を確認していきたいと。これは全職員が理解と納得できる制度としないとならないと、そういうことでこれから進めていきたいと。市政執行方針で申し上げているとおり、制度の試行については、ことしの10月をめどに試行段階に入りたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（扇谷知巳氏） 佐藤議員。

4番（佐藤孝治氏） 先にまずこちらの手当の方から、もう一度若干お伺いします。先ほどの答弁で休日に関しては支払っていないとの答弁だったような気がしますけれども、間違っていないですか。

議長（扇谷知巳氏） 病院事務局長。

病院事務局長（森原 裕氏） 通常、いろんな科の中で休日に患者さんが異変があって出勤した場合には、休日の救急業務手当を出しています。ですけれども、この透析に限ってはもう朝の8時15分から、土曜日に限りましては2時半程度、それから祝日、例えば水曜日ですとか金曜日にこの休日が当たりますと、2部透析ということで2回やりますので、6時半まで当然ドクターは出ております。そのときには、この透析手当を支給して、いわゆる休日の時間外ですとか、そういったものは出していないということでございます。

以上でございます。

議長（扇谷知巳氏） 佐藤議員。

4番（佐藤孝治氏） 私の勉強不足なのかもしれないですけれども、時間外手当の方にはそういうことは書かれていない、透析手当がどうのこうのという形で書かれていないような感じがしたので、ということは重複はしていないということですね、この透析手当に関しては、休日に仕事をして休日手当は払っていないと。その辺も若干おかしな気もするのですけれども、休日に仕事をして休日手当がもらえないというのも、何か民間から考えれば不思議だなという気もしますけれども。それと先ほどの医学研究手当に関して、現在この研究員になっている方、何名いらっしゃるのか。そして、先ほど私が言ったのは、月額から日割というかそういう部分で変えることができないのかという、それをお聞きしたのです。

議長（扇谷知巳氏） 助役。

助役（西村和義氏） ちょっと総括的なことで、私から若干申し上げたいというふうに思います。

私どもは自立ということを選択いたしまして、その前提としては市立病院の維持存続ということが大きな宿題ということで、その当時からそういう議論がなされたというふうに記憶しております。市立病院の維持存続する上では、医師の確保というのはこれは絶対条件でございます。医師がいなければ、これは病院自体存続できなくなりますので、まず医師の確保をいかにするかということが、市長以下一生懸命毎年頑張っていたところでございます。そういった中において、この医師の給料・手当については、これは既に質問者よく御存じだと思いますけれども、札幌市の方が安くて僻地に行けば行くほど高くなると、高くしなければ医師は来ないと、そういう現実にあります。ですから、これは三笠市という意味では、全道の公立病院の中では、まだトータル的には安い方と、札幌にまだ近いと、そういうことも含めて、トータルで給料・手当等々合わせると安い部類に入ると、そういう位置づけにあります。ですから、僻地に行けば行くほど、これはよく新聞にも出ていますけれども、金を出しても医師は来ないと、そういう現実があります。そういった中でこの医師の確保ということが大前提です。それで、この辺の例えば空知管内の病院等々と比較しましても、これはほぼ同じか、それとも若干安いか、そういう傾向でございます。ですから、決してうちが突出しているというわけではありません。その辺

だけは認識していただきたいと思うのですが、札幌に行けばまだ安いのです。ですから、だんだん地方に行けば高くなるという、そういう現実の中での給料プラス手当ということで、また空知管内ではほぼそれほど変わりはないと、そういうまず現実にあるということを確認していただければありがたいというふうに思います。その上でそれぞれ細かいことがありましたら、また答弁いたします。

議長（扇谷知巳氏） 病院事務局長。

病院事務局長（森原 裕氏） 医師の全員に、正規職員医師今14人おりますけれども、14名に対してこの手当、先ほどの院長ですとか副院長とかそれぞれの職員に応じて手当としています。それからそのほかに短期ということで、臨時職員の形でドクター3人おりますけれども、この3人の先生にはこの手当は出しておりません。

以上でございます。

議長（扇谷知巳氏） 佐藤議員。

4番（佐藤孝治氏） ただいまの答弁で大体理解できます。確かに医師の確保ということで非常に厳しい部分があるのかなというのと同時に、やはりこれだけ市立病院の方も赤字で経営が難しいという部分ですので、改善できる部分があれば若干でも、本当の若干でももし改善できるのだったら、していただきたいなという気持ちもありますので、この辺よろしく願いいたします。

そして、先ほど人事評価制度という部分に、もう一度少し詳しくお聞きしたいなという部分があったのですけれども、まだ完全な制度が確立されていない、これからこの制度が確立という形ですね。それで、10月から一応試行予定というか、されておりますけれども、私はやはりこれだけ重要な制度はやはり4月1日あたりから試行して、本来ならば1年ぐらいはまず試行期間を置いてやっていかないと、本当に試行期間が短くというのは、若干疑問を感じるのです。特にこれは人を評価するという非常に厳しい部分ですので、この辺こんな中途半端な期間でいいのかなというのは改めて思うと同時に、評価制度の評価方法はどういうふうな方法、相対的な方法もあるでしょうし、絶対観というか、そういう方法もあるでしょうけれども、我が市としてはどちらの方で重点的に持っていくのかなというのを若干お聞きいたします。

議長（扇谷知巳氏） 行革推進部長。

行革推進部長（木澤 榮氏） 先ほど私の答弁の中で10月めどということで申し上げております、試行については、これは実はこの制度そのものを正しい評価されなければ、逆に業務の意欲の低下、それから人間関係にも影響がすると、そういうことで試行段階までにこの評定者の研修を重ねないとならないと、そういうことで時間をいただきたいと、こういうことでございます。

それから、評価の方法でございます。これについてもまだ協議中でございますが、ワーキンググループといたしましては、自己評価、それから双方向評価ということで、例えば私を評価する場合に、部下それから上司、その辺のどういう段階にするかというのがこれ

から詰める段階ですけれども、一応そんなような双方向評価を考えていると。それと、絶対評価ということで人と人を比べるということではなく、絶対評価、その人の評価ということでもって今考えているところでございます。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 佐藤議員。

4番（佐藤孝治氏） 試行するという部分でうたっておりましたので、もうほとんどでき上がっているのかなと思ひまして、もう少し内容の細かい部分までちょっと質問したかったのですけれども、まだこれからという段階だということですので、またこの次に質問させていただきたいと思ひますけれども、人事評価制度のサブシステムとして、目標管理制度というものがあるのですけれども、この目標管理制度はもう既に恐らく試行したと思うのです。それでもし試行した結果があるのなら、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

議長（扇谷知巳氏） 行革推進部長。

行革推進部長（木澤 榮氏） 実は、業務日誌のシステムでございますが、これについては昨年の12月に全職員、いわゆるその業務の時間、それから業務量等々どれだけかかっているかということで、今現在全職員個々の自分の業務を毎日インプットしていると、機械に入っていると、そんなようなことで、これについては1年のサイクルを見まして、どれだけの業務量になるか、それらを今後行財政改革の中にまた活用していきたいと、このように考えて今現在も進んで稼働はしております。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 行革推進課長。

行革推進課長（本田稔雄氏） 御質問の趣旨は人事評価制度と目標管理制度、これがどうなっているか、目標管理制度を実施しているのではないだろうかという質問の趣旨だと思います。それで、現在の人事評価制度、ワーキングで検討しておりますけれども、その中に言ってみますと、能力評価と業績評価、この二つはどうしてもやらなければならないということがあります。それで、業績評価の中にその目標管理制度を入れるか、あるいはその目標管理制度的な要素を入れるか、この辺の議論を進めているということであります。それで、要するに先ほど部長の方からも話ありましたけれども、自己評価、それから双方向評価というふうに考えておりますので、まず評価される職員個々でまず自分を評価するよと。そして、もう一方、上司なりあるいは役職者であれば部下も評価するよというようなことで双方向評価をします。そのときに評価されるものと評価する方、上司ですけれども、そのときに事前に業務目標を議論するという形とりたいと思っているのです。年間の業務目標を議論して、例えば部下がことしはこういうふうにやりたいということであれば、上司がそれを納得すればいいのですけれども、上司はもう少しその辺も頑張れよというようなこともいろいろと出てくると思うのです。それは目標管理制度という形にしてしまうのか、人事評価制度の中でお互いに納得して定めるのかと、こういうことがありま

すけれども、その辺についてはまだ具体的にワーキングの中でも確認していないと。ただ、いずれにしましても、自己評価する部分に当たりまして、まず自分の目標を定めなければ業績評価はできませんから、その辺は上司とやりとりして一定の定めをすると、そういう形になりますので、いずれにしましても、一定の目標を持って仕事を進めていって、そしてそれに基づいた評価をしていくと、そういうふうと考えて、今ワーキングの中では議論をしているということでもあります。

議長（扇谷知巳氏） 佐藤議員。

4番（佐藤孝治氏） それでもう一点だけ、その評価結果は本人の方にフィードバックされて、本人の反省材料というか、そういう部分になり得るような形をとるのでしょうか、教えてください。

議長（扇谷知巳氏） 行革推進課長。

行革推進課長（本田稔雄氏） 議員さんから前段の御質問の中で透明性だとか、あるいは納得性という、我々は納得性と言っているのですけれども、評価される方が納得しなければ、いずれにしたって職員の意欲は出てこないというふうを考えておりますので、要するに自己評価、双方向評価と言っていますけれども、自分の自己の評価とほかの人の評価を突き合わせて、そしてお互いに納得するような形で、評価される方が納得するような形で持っていきたいと思っております。したがって、評価項目も職員に全部開示いたしますし、その評価結果については、ただ結果がこうでしたよと職員にやるのではなくて、上司がその部下に対して評価結果はこうだったぞという形でお互いに納得できる、評価される者が納得されるような形でもっていききたいというふうを考えております。あくまでも当面は人材育成、能力開発が中心ですから、こういう部分ではやっぱり上司が中心になって、その辺を指導・育成していかなければならないかなと、こう思っております。

議長（扇谷知巳氏） 助役。

助役（西村和義氏） 今回の行革推進部の方で種々申し上げましたけれども、現段階では、これは行革推進部としての担当としての思いと、そういう意味でございます。まだ庁内合意ですとか、そういうことがこれから手続としては出てまいります。

そこで多分進め方が遅いのかなというような御指摘も陰にはあるのだろうというふうには私感じているのですけれども、極めて手法としては民主的な手法をとっているつもりです。各課から一様にワーキンググループと称しまして、選出してもらい、さらに希望者も出してもらい、さらにこの人事評価ですから、変に誤解されたら誤解されてしまってもない方向に行ってしまうおそれがあるものですから、組合からも委員を選出してもらって、そんな中でみんなの意見をいろいろたたき合い出しながら進めているという現状で、担当として一方的に話をつくってどんどんいっているという現状ではありません。ですから、みんなのいろんな立場の人の思いが集まるわけですから、どうしても時間的にはちょっとかかってしまうということになってしまいますけれども、それだけ大事な評価制度ですから、やはりそれだけの手順は構築してやりたいというふうに思っておりますの

で、この辺はもう少し時間をかしていただければありがたいなというふうに思っております。

議長（扇谷知巳氏） 佐藤議員。

4番（佐藤孝治氏） ただいまの答弁で十分理解できますので、本当に難しい制度だと思しますので、時間はかかるかもわかりませんが、時間ばかりかけておられないというのも現状ですので、もっともっとよろしく願いますというしか言いようがないので、願います。

それで、地域運営学校の取り組みということであれなのですけれども、これから研究という形ですので、この部分はまだ本当にいいのかなと、研究していただきたいと思えます。

それと防犯対策ということで、先ほど私が申し上げたように、やはり地域住民の協力というものも本当に必要な部分でありますし、確かにそういう犬の散歩のときにつけている腕章とか、そういう部分でもさほどお金がかかる部分ではないのではないかなと思うのです。ですから、うちの方としてはこういう地域の住民と話し合っ、て、こういう部分も進める気持ちがあるのかなのか。また公用車なり、民間の人の車でもいいですけれども、そういうステッカーを張って走るというのも、これもそんなに財政がかかる部分ではないと思うのです、ステッカーなりでも。ですから、こういう部分でもこれから先どういうふうに考えているのか、この点だけお願いいたします。

議長（扇谷知巳氏） 教育長。

教育長（富樫繁樹氏） ただいまの趣旨、いろいろ御提案もいただきましたし、その辺全部選択肢の中に入れて、ことしその防犯のマニュアルをつくる中、もしくは地域が大切だというのは十分承知しておりますので、地域の中で応援していただく人たちの輪を広げていかなければならないと思えます。そういうことで努力していきたいと思えます。

議長（扇谷知巳氏） 佐藤議員。

4番（佐藤孝治氏） とにかく市民の安心・安全という部分で、もっともっと力を入れていただきたいと思えますので、市長をはじめ、行政の皆様の努力にこれからの期待を申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（扇谷知巳氏） 以上で、佐藤議員の質問を終わります。

この際、しばらく会議を休憩します。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時51分

議長（扇谷知巳氏） 休憩を解き、会議を開きます。

次に、6番田中議員、登壇質問願います。

（6番田中茉莉子氏 登壇）

6番（田中茉莉子氏） 平成17年第1回定例会に当たり、通告順に質問をいたしますので、よろしく願います。一通り質問をしまして、最後に7問質問がありますの

で、答弁者の方、簡略にお願いしたいと思います。私、要望もしたいと思いますので、1時間で終わる範囲でよろしく願いいたします。

市民との情報の共有化についてですが、まず一つは三笠市振興開発構想について、それとの兼ね合いについて申し上げます。

自立2年目を迎え、地域活性化につながる本市の未来像を描くとともに、実現性の高い構想づくりを進めてきました。その開発構想のダイジェスト版が1月1日発行の広報で市民に提示されました。初めて目にする言葉もありますが、市民向けに優しく書かれていて理解しやすく、市民との情報を共有するのに適していると思います。この提示された内容がより実現性を高めていくためには、市民の反応や理解度の検証が必要と思いますが、現時点でどのような反応があるか、理解度をどのように分析しているかお尋ねいたします。これが第1の質問です。

次に、市政執行方針と教育行政執行方針についてであります。

市民との情報を共有する基盤となるものは、市政執行方針であり、教育行政執行方針であります。この2方針について初めて目にするような専門語が気にかかります。私たち議員は所管に行って聞くことができますが、市民の皆さんはわからないまま過ぎていきます。これでは情報の共有にはなりません。

そこで質問ですが、市民にどのようにして理解してもらうことができるか。その考えをお聞かせください。

2、まちづくりへの市民参加についてであります。

協働ルームの活性化について。協働ルームは住民主体のまちづくりと住民と行政との協働のまちづくりを目指しているもので、連合町内会ごとに設置されたものです。その中に市の管理職32名がそれぞれ地区別に配置され、行政と市民が対等の立場で責任を共有しながら、同じ目的設定のため力を合わせていくというものです。既に連合町内会と行政との話し合いは平成14年から2回ほど持たれたようですが、協働ルーム設置の趣旨は理解されたが、各町内会がこれまでに取り組んできた協働のまちづくりや地域環境の違いなどから、今後個別に対応することになったようです。

そこで質問ですが、その後どのような働きかけや進展がありましたか、お尋ねいたします。

次は、市政懇談会についてであります。前者と重複する部分がありますが、私なりに意見を述べさせてもらいます。

市政執行方針の中で市政懇談会について連合町内会連絡協議会や各連合町内会や各団体との懇談の場を設けますと述べておりますが、団体との懇談ももちろん大切ですが、団体等の枠を外した一般市民との懇談で市民の生の声を聞くことも大切だと思います。自立に向けて開催された市政懇談会にはほとんど参加させてもらいましたが、率直な市民の生の声を聞くことができました。

そこで質問ですが、大方の市民はひざを交えた市政懇談会を望んでおります。市長のお

考えをお尋ねいたします。

次は、各種審議会、委員会の公募制についてであります。

市政執行方針では、委員定数の適正配置の見直しを行うとともに、公募制を拡大し、女性や若者が参画できるよう努力するとありますが、どのような基準で見直しをするのか、拡大するのか、その考えをお尋ねいたします。

次は、大きな3番目ですが、三笠高校の特色ある学校教育の支援についてであります。

高校の適正配置計画案が提案され、入試の募集が締め切られるたびに、一喜一憂しなければならぬのが三笠高校の実態です。三笠高校では間口減が続き、現在は1学年2学級で全体で6学級です。市民の声として早くから学科の転換が望まれておりましたが、普通科で推移しております。市長は三笠市高校問題対策協議会の会長として、特色ある高校の支援を目指しておりますが、今度どのような見通しを持って進められるのか、考えをお尋ねいたします。

最後に、大きな教育行政執行方針についてですが、「総合的な学習の時間」の取り組みについてであります。

新しい学習指導要領が実施されてから2年になります。その目玉とされてきたのが総合学習です。そして今、総合学習の時間の見直しが始まりました。見直しを余儀なくされた要因は、学力低下批判であったことは皆さん周知のとおりです。学力低下を回復させるには総合学習の時間を削って、教科の時間に当てたいというのが文部科学省の考えです。三笠の教育執行方針の中で、総合学習について各学校が地域の恵まれた自然や施設、すぐれた人材などを十分活用し、体験学習を通して教育効果を高めたいと述べられておりますことに、非常に前向きな姿勢をうかがい知ることができます。総合学習の占める位置づけについて教育長のお考えをお聞かせください。

以上で、壇上での質問を終わらせていただきます。

議長（扇谷知巳氏） 市長。

市長（小林和男氏） 私の方から総括的にお答えいたします。

まず、第1点目の市民との情報の共有化という問題について、私の考えていることについて申し上げたいと思っております。

御承知のように、民主社会、特に地方自治体にあつての行政と市民とは、まさに議会を挟んで、お互いにそれぞれの立場で自分たちの一つの自治体としての行政執行に対するいろんな意見を持っているものをどんどん出し合っていく。また、そうした市民の声を議員を通して行政側と対峙するというのも、これは自治体としてのあり方として極めて重要でありますから、市が何を今行っているのか、あるいはまた市の執行方針がどう住民の中に理解されるのかといった点について、実は私どもも大変苦慮しているところでございます。というのは、なぜかと申し上げますと、なかなか一人一人の住民との間にコミュニティーを持つということはなかなか難しいことでもありますし、そういった面では従来までやってきていることが長い歴史を持っているのだとすれば、その方が最善の方法だというふう



に思うからそうなっているのだらうと思いますけれども、しかしこうした情報化社会の中であって、今以上のものの方策はないのかどうかということを実は正直申し上げて模索しているのも実態でございます。先ほどお話ございましたように、振興開発構想については、非常にわかりやすく広報の中で紹介したということでお褒めのお言葉をいただきました。ただ、市政執行方針あるいは教育行政方針をもっとやわらかく平易な言葉でやるとすると、先生も国語の先生だから御承知だと思いますけれども、一つの言葉の持っているものが凝縮されたものでいくと、多様の考え方、そして思い、そういうものがその言葉の中に凝縮されますから、できるだけそういう形で表現するとすれば、非常にかたい文章になるのかなと思っています。ただ、それらを具体化していく、これから具体化していく中でよりわかりやすい表現の方も心がけていきたいなど、このように思っているところでございます。

それから、まちづくりの市民参加について協働ルールの活性化という問題の御指摘がありました。先ほど谷津議員の質問の中にもありましたし、また財政問題についてもっと市民とこの財政再建の問題も市民と共有していくべきではないかというふうに、先ほど斉藤議員の方からの御指摘もございました。できるだけこの協働ルールの活性化ということについては、実はいろんな手だてをしながら進めてきております。担当職員もそれぞれ鋭意努力しているわけですが、地域差はどうしても出てくるというのが実態でございます。そういった面で何かその隘路を打開する方法はないのかということも、これから模索していかなければならないだらうというふうに思っております。今までの私自身のこの協働ルールのあり方、あるいはまた市民が行政に対する思い、そしてまたこの地方自治に対する市民の認識、こういったこともやはりもっともときめ細かく分析する必要もあるのかなと、そんなふうに考えております。ただ、私どもとしては、先ほども谷津議員のときにも申し上げましたように、やれるところからやろうと。そして、それをやることによって達成感が得られると、そういう小さなものを、そしてまた余り大きな、例えば連町組織ではなくて、もっと小さい町内会単位とか、あるいはその町内会の中の、例えば公園があるとすれば公園周辺の人たちと、そういった小さな単位もこれから含めながら、やれるところからやっっていこうではないかと。いつまでも連町連町といってもなかなか全体がまとまっていくことは、連町の会長さんでも大変なことでありますから、この間のひとつ水道の問題にしても、我々行政の下請ではないのだということでは言われているところも正直にはございました。そんなことで、2回目のときには実際にうちの職員が一戸一戸歩いて文書を渡したという経緯がございまして、その差は非常に大きな、いわゆる俗に言えば本当に天道さんと番頭さんの差あるくらいのところもございまして、そういった中から一つ一つ問題点を掘り起こして取り組んでまいりたいと、このように考えているところでございます。

市政懇談会につきましても、先ほど指摘がございましたように、ことしは私にとって初めてのまちづくりについての懇談会でありますので、先ほど申し上げたような方法でやっ

てみて、さらに内容によって個々の方々の懇談という場が必要だというふうに判断すれば、そういった方法も考えてみたいと思いますけれども、どうしても個々の集まりだけになりますと、要求といえますか、うちのところにはこうしてほしい、ああしてほしいという要求だけになって、物取りのための懇談会になってしまうという傾向が過去にあったというふうに私自身も認識いたしておりますので、そういうまちづくりの御意見があれば、またそれぞれの所管に対して申し入れていただくということにして、本当に自分たちはこういうまちづくりに対して、うちらこういうグループでこういうものをやってきたのだという、そういう具体的なものをむしろ育てていきたいし、また現在いろいろな御意見もございまして、そうしたことも含めて今後考えてまいりたいと、このように考えているところでございます。

それから、各種審議会あるいは委員会の公募制の問題でございまして、これは御承知のように、行政改革に伴って平成13年度から基本的な考えとして、市民参加によるまちづくりに対して意見等を述べる事ができる審議会等を対象に公募制を実施していただいております。特にその部分につきましては、議会の皆さん方の御協力をいただいて、議員の皆さん方が従来出席していた分を、公募してそちらに回していったという部分でございます。今後も法律等に規定されているものや、あるいは公募がなじまないものは別として、できるだけより一層公募制を拡大して対応してまいりたいと、このように考えているところでございます。

最後に、高校問題対策協議会の会長として、おまえ、どう思うのだという御指摘でございまして、御承知のように、現在道教委は今年平成19年から新しい道立高校の編成の見直しを図ることになっております。そのときに、三笠高校がどういう位置づけにされるかということは、極めて重要かつ私どもとして現状を認識した場合には、非常に心配な思いをしているわけでありまして、御承知のように、道教委は普通科からの学科転換というのは認めておりません。そんなことで過去に私も教育長時代、当時の青木市長と相談しまして、例えば三笠はこういうすぐれた古生物がたくさんあるので、将来は大学へ行ってそういう古生物等を研究するという意味から、学科転換をしてもらえないかということで随分要求したこともございまして、道教委の方針としては普通科からの学科転換は認めないと。ということは、逆に言うと、受験生がどんどん減ってくる中で、淘汰していくということが道教委として極めて強い意思表示のあらわれだというふうに私どもは受けとめたところでございます。しかし、現実に皆さんにとっては最高学府の高校でありますし、たった一つしかない、私も普通科第1期の卒業生としては、自分の母校をなくするという点については極めて強い思いがございまして、何とか存続するために、また生徒を確保するために、いろいろな手だてを講じてまいりました。平成14年から始めたコース制も実は私の教育長時代に行ったことで、ちょうどことし3年生、卒業する生徒がちょうど三笠市の支援を受けてコース制の中で、特に就職組という、ビジネスコースを受けた人たちが今卒業してそれぞれ就職いたしております。後ほど教育長の方から詳しく

くあるかと思えますけれども、全道平均よりも就職率が上回っているというようなことを考えますと、この方策は非常に効果があったのかなと、このように思っているところでございます。いずれにしても、いろんな方策を考えながら、三笠市の三笠高校について存続していくための努力は今後ともしてまいりたいと、このように考えているところでございますが、非常に厳しい状況にあるということだけ申し上げておきたいと思えます。

それからもう一つは、その三笠高校の存続に向けての市民の思いというようなものが、非常にこれを今後存続する上で大変大きなものがありますから、実際はなかなか三笠高校だったらうちの子供やらないという、そういう親がたくさんございまして、恐らく具体的な数字も教育長の方で後ほど、平成17年度には調査するというようなことをお話ししてありますけれども、少なくとも私段階で指示をして、大ざっぱな調査でありますけれども、昨年調査いたしました中身を見ますと、三笠高校に自分の子供を上げるということについては、極めて低い割合でありまして、逆に市民に望まれない、期待されない三笠高校なのかなという思いをいたしておりまして、これを何とか挽回するにはどうしたらいいのかという実はジレンマになっているところでございます。今後とも何か残したいという思いは卒業生を中心に大きなこともあるだろうし、また今後全道レベルでの高校の再編成という問題と通学区域の問題もどんどん広域化していくというふうなことを考えますと、非常に困難な場面に直面するのかなと、このように考えているところでございます。詳しいことは、教育問題については教育長から答弁していただきます。

以上で、私からの総括的な答弁にかえさせていただきます。

議長（扇谷知巳氏） 企画総務部長。

企画総務部長（山田勝次氏） 今、市長から答弁がなかった具体的な質問事項についてお答えいたします。

1点目、情報の共有化の中の振興開発構想について市民の反応と理解度はどうかということであります。私ども、担当といたしましても、議会のほかに市民の皆さんという意味では、そう多くの反応とございますか、確認はまだできておりません。ただ、これから申し上げます三つの部分だけは仕事を通じてございますので、その中でお答えをさせていただきます。

一つは、都市計画審議会あるいは総合計画審議会、特に総合計画審議会においては、総合計画の見直しという視点で、市長から諮問をし、答申をいただいております。その過程の中でのこれはお話の例ということで申し上げます。この振興開発構想そのものについてこれは必要なことだし、しなければならいでしょうと。しかし、これはほんの数例でございますけれども、実態としてその委員の皆さんを通じて地域の皆さんが、今ある実態そのものが理解できてませんよと。例で申し上げますが、ぬくもり除雪と、これについては振興開発構想でああいうふうに訴えているけれども、果たしてみんな本当に1万円でできるのですかと。だれでもいいのですかと。つまり一定の要件のところはきちっと市民の皆さんも理解できていない部分ありますよと。こういうことをまずきちっと理解してもらわ

なければならぬのではないのでしょうかというようなものがございました。それから、これは意見であります、構想がいい悪いではなくて、例えばあの構想の中で人口の定着ということでは、岡山ということの一つの目玉にしております。その一つの手法としてはイオンが核になっております。これだけでいいのでしょうかという投げかけはございます。そういった意味では、本当に理解というか、その反応という意味では、構想そのものを否定するものではありませんけれども、そういったものでまだまだきちっと共通の認識に立ってもらふ努力を、これは行政としてはしていかなければいかんのかなというふうには受けとめております。

それから、今回この構想をつくるに当たりまして、職員のほかに市民から約40名の方にワーキンググループということで参加していただき、意見いただきました。これが構想が市長としてまとめた後、今までで都合3回この委員の方たちに集まっていたいておまして、2回目は2,000円の個人会費でちょっとアルコールでのどを潤しながらということで、自分たちもかかわってもらったのですが、みずから動いてこの構想を少しでも実現していくために、自分たちでできることは何だろうか、こういうことを行政が主導といったらおかしいのですが、呼びかけてやっております、この17日にも改めて第2回目の自主的なそういう集まりをやるということに進めております。この中でもこの振興開発構想には一定の自分たちも参加したわけですから、必要性、理解を示しながらも、では、本当にこれやっていくためにはどうすればいいのだということでは、つくただけではだめだなという認識はいただいております。それから、2点目はそういうことでやっています。

それから、協働ルームの中の活性化とその後の働きかけと進展状況の部分であります、委員御指摘のとおり、なかなか差がございまして、これは表現適当ではありませんが、それぞれ連町の一部とはいえ、考えの中には市にさせられるのかという意識はまだまだぬぐい切れません。財政状況もこうだから、金がないからおれたちにしろということかと。このところはどうしてもまだ脱皮できない部分がございます。そのところは、我々もきちっと理解をしていただくまでに至っていないという、努力不足は認めなければいかんと思っております。それで、これもこの17日でありますけれども、ある連合町内会ではそういったことも含めて、各単町の会長以下に集まっていたいておまして、改めてもう一回自分たちでそれこそ何をできるかできないのかという論議をすることになっております。集まってかたい話してばかりも進まないものですから、これは我々部課長の中で、たまには酒でも飲みましょうよとって、個人の給料から毎月積み立てしている中から、この協働のまちに部課長会として支出をしようではないかということで認め合っしておりますので、この17日にあるところについては、一升瓶を何本か立てても酒を酌み交わしながら少しやわらかい感じでやってみよう、ということ、先ほど市長申し上げましたような細い構想含めて、具体的にやっというふうにして思っております。

それから、審議会等でございます。見直し拡大の基準はどうだということでもあります。

れども、現在この審議会、委員会等で報酬をお支払いをお願いしている部分、21団体でございます。この中で、過去の経過を含めて一定のこの委員会には公募をやりましょうという考えは内部で持っているのですが、このところをもう一回基本とすれば、できるだけ市民の皆さんに入っていただくと。どうしてもこの委員会はこの団体でなければだめだ、この代表者でなければだめだということから、一步広げていくという見直しをもう一回しなければいかんかなと思っております。ただ、何でもかんでも市民を入れればいいということにはならないというものは間違いなくございます。例えば就学指導委員会と、これについては子供さんが小学校入学するに当たっての専門的な方たちの論議のする場でありますから、ここには一般の方はなじまないというような整理はした上で、できる限り一般の方には入っていただくと。しかし、例えば10名いる委員の中で10名全部というわけにはいかないということはありますから、構えとすればもう一回この委員の数も見直すと、それからまとめるものはまとめると。その上でできる限り門戸を広げられるといいですか、一般の方に参加をしていただくと、この基準を今1回持ってはいるのですが、もう一回行革と総務課が中心になってまとめ、その後各委員会の経過がございまして、これを決めてかからないで、方針を出しましたら、それぞれ審議会、委員会等に図っていくようにしていかなければいかんかなというふうに思っております。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 教育長。

教育長（富樫繁樹氏） 三笠高校の質問でございます。市長が今熱を込めて地元の高校、私も卒業しておりますし、何とか残していきたいということであるんな所作をしております。

先に現状を申し上げますと、平成16年度の三笠の中学校の子供たちがどこの高校に行ったのかということで若干申し上げさせていただきますが、三笠高校には21名、岩見沢市内には全部で20名、美唄には15名、その他3で93名が卒業しております。そのほか私立高校の5名ほどということで、98名卒業している中で、三笠高校には21名しか入っていないということでございまして、率にすると21%ということでございます。この傾向もことし17年度、今、受験がなされて試験が終わったわけですけれども、ことしは三笠高校、今44名入学の申し込みがありまして、そのうちやはり三笠市内は21名、市外から23名、すべて岩見沢から来るということでございます。総体的には昨年岩見沢へ市内から300名中学生が、岩見沢市街、三笠、美唄ですとかに出歩いて、反対に岩見沢に300名中学生が入ってきて、岩見沢から160名三笠高校含めて美唄ですとかに出歩いていっていると。このギャップの140名が岩見沢市の周辺の人たちに言わせると、反対でないかと、もっともっと岩見沢に来たらいいのではないのという話、もしくは来ないでくれと。そうすると、岩見沢から出ていく子供たちが岩見沢の学校には入れるのではないかなというようなことですか、いろんな問題がございまして。

そんなことで、三笠の高校をどうするのかということで、いろんなことでさっき市長も

ちょっと申し上げましたが、非常に簡単なアンケートを去年議員の皆さんにも説明申し上げてやってみました。ただ、結果が余りにも我々想像したとおりといえますか、以上だったものですから、この公表は市長とも相談して、もう一回17年度中にもっと中の市民の、もしくは保護者がどう考えているか、もうちょっと突っ込んだアンケートをして解析をしなければならないのではないかなと、こういうことで今考えております。

簡単に申し上げますと、昨年7月に小学校、中学校全生徒730名に用紙を配って、学校中心に調査をお願いしました。結果的には429件ですから、59%ほどの回収率でございました。この結果、三笠の地元の高校を希望するという保護者は15%しかいませんでした。地元以外の高校に行くというのが42%に上っております。地元の高校への希望しない理由ということで、若干書いているのを読みますと、市外の高校の方が進学、就職に有利だと思ふからということで半分ぐらいが41%がそういう回答、次がやはり友達が行くのでどうしても友達と一緒に岩見沢の学校に行きたいと。これが次の多い内容になっております。このままではやはり先ほど市長も申し上げましたように、道が今道立高校の配置計画を見直しております、道の教育局の中に今チームをつくって、道民なり学識経験者なりのいろんな審議会をやった中で、19年度をめどに新しい方針を出すということでございますから、そこの出た段階では、今までみたいに生徒が30人減ったからことしは岩見沢西高1学級減ったのですけれども、そういうことではなくて、もう根本的に北海道の高校をどこを残すということを決めるような内容に新聞等聞いておりますので、その中でぜひ三笠高校を何とか残していくようなことで、考えていきたいと。そのためには、学区転換も一つでございますし、いろんなこともございます。ニセコのあの観光学科なんかということで、私もちょっと勉強に行ってきたりもしていますけれども、やっぱり学科転換するためには、地元で産業なりそういう施設なりが根づいたものでなければ、学科転換しても卒業する子供たちが地元に残れない、もしくは地元からその高校に入れないということがありますから、やはりそういう面では学科転換もなかなか厳しいのかなと。やっぱり普通科ということになれば、上級学級に行く、この前美幌かどっかで道新に出ていましたけれども、北大の理学の だかに入るような特学区をつくるというようなことで、そうなりますと、もう民間のその辺の学習塾みたいな格好になってしまいますので、やはりそれでは高校教育ということではいけないと思いますので、打ち出の小づちはないかもしれませんが、ここ一、二年、しっかり高校もことしで60周年を迎えます。簡単な記念式典も学校でするように今実行委員会つくっておりますし、それから内示ですからあれですけれども、高校の校長先生もことしかかわられるように聞いています。そういうことで、新しい校長先生来られたら、この辺今市長の意も受けまして、学校とともに三笠高校をどうして残していくかということをしっかり取り組みたいと思っております。

それから、総合的な学習の時間の話がございましたけれども、私は教育長になってまだ2年目なのですが、総合的な学習の時間は非常に有意義であるし、三笠市内の小中学校の取り組みについては非常に成功しているのかなと、こう実感しております。特に幾生中学

校が地域の自然生かした幾春別川ということで、川を中心として1年から3年までずっと研究して、川の会その他市外のそういう会合にも生徒が出ていって発表する。それが結局、通常の各理科なり学科の中で非常に生かされているという判断もしております。それから岡山小学校なんかは、やはり三笠は農業で非常に明治から古く発祥の地と言っていいほど、畑作なり水田なりやっております、岡山萱野の子供たちがやはり自分の地域の農業の実態を肌で感じて実習して、それを取り組んで、それを成果して上げているということで、その総合学習については、施政方針にも書きましたように、これからも各学校の特長を生かして進めていくように指導してまいりたいと思います。

議長（扇谷知巳氏） 教育次長。

教育次長（深田智明氏） 先ほど市長が言いました就職率の状況でございますけれども、ことし本年卒業が47名ございまして、このうち進学が8人、それから就職が23人、未定が16名となっています。これは2月末日現在の状況ですけれども、就職率を見ますと59%、このとき全道平均がまだ55%ということでございましたので、それから見たら若干よくなってきているのかなと思います。ことし、実は資格取得が平成14年から受けまして卒業の年となります。これからこの成果が評価されてくるのではないかと、そういうように思っておりますので、私どもは期待しているところでございます。

以上でございます。

議長（扇谷知巳氏） 田中議員。

6番（田中茉莉子氏） 先ほどの市長の答弁で、情報の共有化ということについて振興開発構想については、項目が上に書いてあって、項目がわからなくてもその下を読めば大体理解できるということだったのですが、やはり市政執行方針の中では市民全体のものにはならないのではないかとということで、言葉をやわらかくしなさいとは言いません。ただ、これが広報にこのように振興開発のように載るときは、注釈ぐらい、このことについてはこういうことですと。全部というわけにはいきませんが、例えば一つ例を挙げますと、私、何だこんなことかと思ったのですが、大学の再編成に向けた教育課程の施設となって、何これと聞いたら、それは教育大学が再編成で岩見沢の教育大が今度芸術・体育になるのだよと、その施設を三笠であいているところがいっぱいあるからというようなことのかえだというわけです。そういうことがさっぱりわからないのです。もっと別な言葉で表現できなかったかなということと、それからまだ何ほかありますけれども、例えば次世代育成支援行動計画、これも前に幼保一元化のときに私は調べたことがあるのですが、ここもそのとおり次世代、次の世代のそういうので大体わかるのですけれども、そこらあたりもちょっと広報に何も何も書きなさいと言うのは大変なのですけれども、ちらっと優しく書いてもらおうとか、そして今の地域運営学校なんていうのは、これちょっと大変なことなんですよね。さっきおっしゃって、私学がどうのとかなんて言ったら、やっぱり市民にとってみたり、教育界にとってみれば大変な抵抗のあることなので、そんなことがちらっと優しく言葉をかえなさいとは言いません。注釈をつけていただけたらな

と、これが私の要望です。

それから、協働ルームについては、連合町内と随分今まで青木市政からずっと連合町内会と大事にされてきたのですけれども、やはりそれではだめなので、単町でいろんな取り組み、私どもの小さな町内でも、曲がりなりにもやっていますけれども、そういうようなものを吸い上げて、そしてまちづくりのためにやっていくというようなことを強く要望します。市政懇談会は議員になって以来10何年、口酸っぱくして言ってきましたけれども、市長は今初年度はそれでどぶ板のあれはもちろんだめだということはわかりますけれども、もっと、おい、市長と、こんなことどうなのだというような、そういう一升瓶立てなくてもいいですから、やっぱりそういうふうに打ち解けた行政と市民というのは格別というか、遊離している部分があるのです。だから、もっと親しみを持ってみんなと一緒にこのまちづくりをやろうと。お金ないけれどもやりましょうという、そういう意識化が大事だと思うのです。

それから、三笠高校については、もっとここに来るまでに何とかならなかったのかなと思うのです。まちの人は三笠高校普通科普通科といったって、進学校でもないのだけれども、何かないのかねと。私が思うのですけれども、この間もうちの同僚議員と観光科つくるかいなんて言ったのですが、普通科からの転換はだめだということなので、例えば三笠は化石と森林が86%もあると。木工を企業としているのは、堀川さんと関谷さんですか、今。関谷はしていないか。そういうので企業は少ないですけれども、ここに入ってきたら、三笠高校に入ってきた子供たちは、化石にかけては私らはほかの高校では学べなかったことが学べるのだと。そういう普通科から転換はだめだといっても、何か技術、家庭科とかああいうのを特別に雇ってきますよね、高校なんかで。そんなようなことで何か売り出しができなかったかなと。

歌志内の例があるのですが、もうこととして募集停止で廃校になるのですが、やっぱりあの歌志内のここにも書いてあります。教育長なんか非常にざんきの思いで、スキーとかも結構いい選手が出ているし、そういうことでもう今再編があれされて、もう手おくれだと思うのですが、ここらあたりは今までの経過というものを市民が何も知らないわけです。市民ぐるみで三笠高校存続しましょうと。間口とかああいうことについてはやりましたけれども、もっと強いやり方があったのではなかったのかなと私は思います。

それで、普通科だめだというのだけれども、この近隣では岩農に食品化学科というのを新設したり、それから、西高は家政科が人間生活科かですが、美唄に生活デザイン科とか情報ビジネス科とかというのを新しく設けたりしているので、何か三笠だけ冷遇されているわけではないのですけれども、ちょっと弱かったかなと、そういう思いであります。

質問というか、意見、要望が多いのですけれども、そんなようなことと、それから公募については、三笠で私の力不足で女性参画会議というのを実現していないわけですが、道の方からはしなさい、つくりなさいと言っていますが、公募については女性をできるだけ多く、ごみ処理とかああいう保健委員とかみんな女だよと言って、数にしたら大し



た人数になりますけれども、もっと企画する段階から入れるようなそういう女性、議員も私1人なのですけれども、私なんかよりきっと立派な女性たくさんおりますので、そういうところに公募をして入っていただいたら、もっと三笠が自立でうまくいくのではないかなと、そういうふうに思いますので、要望です。

総合学習については、今、文部科学省が学力低下したからといって教科に振りかえるというのですけれども、学力とは一体なんぞやと小林市長もよく協議しているときに、学力とは、真の学力というのは生きて働く力なのです。算数ができる、国語ができる、英語ができる、これが学力ではないのです。総合学習の上に立って教科の学習があるので、やはり物の見方とか洞察力とかいろいろな思考力、発表力とかそういうものが育って初めて学力が高まっていくので、そこらあたりが中教審では反対しているのですが、文部科学大臣の中山さんがこれをやろうとしている。まだ2年しかたっていないのに。そこらあたり皆さん認識していただきたいと思います。それで、ここの教育長はそれではなくて、学校独自の総合的な学習の時間をいろいろな部分で三笠的なものやっけていきたいということのお考えをお持ちなので、私も大いに賛成するところで、どうぞよろしく願いいたします。

時間まだちょっとありますけれども、以上で私の質問は終わらせていただきます。

議長（扇谷知巳氏） 市長。

市長（小林和男氏） 御意見をいただきまして、ありがとうございます。基本的な考え方につきましては、私先ほど申し上げましたように、行政が市民と遊離するという姿というのは一番よくないわけありますから、そういった意味では、決して私自身は市民と接する間に、何か一つの壁を置いて物事を考えるという考え方はございませんので、三笠市のまちづくりにとっていいことであれば、どんどん取り入れてやりたいと思っております。ただ、限られた時間とか限られた部分とかというのがございますけれども、そういった方向でやってまいりたいと思っております。

三笠高校の問題については、私どもとして全力を挙げているんなことを過去にも模索してまいりました。議員さんの中には、前には青木市長時代、私も教育長で引き継いだ中では、今、鷗川高校がやっているように、監督以下選手含めて丸ごと三笠高校に持ってくるということで、かなり具体的に話が進んできたのですけれども、学校が受け入れないと。高校が受け入れないと、そういうことを言われて、これが結果的にだめになってしまったと。もし、あのまま行けば、鷗川高校と同じ状態に早くの段階でできたのではないかというふうに思いますと、非常に残念だったというふうに思っております。これはあくまでも高校が主体的にこの部分はあるわけでありまして、私どもとしては地域の住民として、あるいは地域のまちづくりの中に三笠高校が極めて重要な役割を果たすという立場から、何とか三笠高校を存続すると、そういう立場でいろいろと今後も取り組んでいきたいなというふうに思っております。

本州各地でもやはり三笠と同じように過疎地域がありまして、この際思い切って全寮制

で各学年1学級と3学級で、県はがたがた言うけれども、何もやってくれないというので、小さな村ですけれども、村が村立の高校にしたと。そういうことでその目標はこれは予備校との兼ね合いもございましたけれども、国立大学、私学もこここの私学以外は受験対象にしないということでつくった学校で、卒業する生徒は40人でありますから、40人のほとんどが国立、昔で言えば国立1期校に入ったと、こういうような状況がなされて、しかも全寮制ということで、全国各地から行っているということもございます。

それから、今、今回小中一貫教育の中でいろんな特区をやっている地域の首長の皆さんとも懇談することがございますけれども、中には高校を株式会社でやるという特区が認められまして、小さな町ですけれども、株式会社に小学校と中学校をやらせるということ等もございますものですから、もしそんなことがあれば、高校として株式会社による学校運営ということも当然今後選択肢の一つの中に、これはできるかできないかは別にして、検討に値するものなのかなと、こんなことも考えております。ただ、そういった高校を北海道の企業が受け入れるかどうかということについては、かなり難しいことがありますけれども、本州ではそういうことが当たり前に行われているというふうに時代背景が変わってきていることもございますので、今後とも勉強してまいりたいと、このように思っております。

その他いろいろ御指摘がありましたことについては、これからのまちづくりの中に生かせるものについては生かしてまいりたいと、このように思っているところでございます。

ただ最後に、ちょっと誤解されたら困るので申し上げますけれども、学力について算数や国語が全部だめではいいということではないのであって、やっぱりしっかり学力は身につけて、その上で人間として生きて働くそういう学力というものを、そしてまた態度と、あるいは人間としての価値観をしっかり持ったそういう子供の教育にぜひつくり上げていきたいと思っておりますので、そういう点で御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 教育長。

教育長（富樫繁樹氏） 教育市政方針、わかりづらいということで例を挙げていただいた二つ、三つ全部私の方の内容でございました。ただ、2005年4月から教育大学が完全にもう岩見沢校は教員養成課程がなくなるということになっております。それで、岩見沢校につきましては、芸術課程とスポーツ教育課程ということで、合わせて180名の生徒になります。その中で音楽が40名、美術が55名、芸術文化25名、スポーツが60名ということで、やはり教職課程をとったキャンパスなものですから、芸術でもいろんな分野がございますし、スポーツもあるものですから、非常にあそこのキャンパスは狭いということで、市長が上京した折、情報を入手されまして、教育大学でうちのいろんな校舎なり、それから芸術であればモダンアートミュージアムなり、いろんなことを使ってもらいたいということで、正式に文書で申し入れてをしておりますが、相手があることですから、ちょっと名前出せないのかわったことにしております。御理解いただければと思

います。

その点については、施政方針が広報に出るときには、若干注釈なりさせていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

議長（扇谷知巳氏） 企画総務部長。

企画総務部長（山田勝次氏） 今、教育長が申しあげましたことと関連いたしますが、わかりやすく広報で知らせてほしいという御要望でございました。若干、今教育長の広報担当部長という意味で、異議する答弁せざるを得ないと思って申しわけございません。

結論から申し上げまして、先ほど御要望ありましたような形だと、紙面の制約もあってなかなか全部を網羅するのは現段階では難しいと言わざるを得ないと思っております。

例で先ほど次世代育成のお話もございました。御承知のとおり、法律を受けて三笠市としても育成計画を定めました。この次世代という言葉の説明だけでなく、このこともきちっと説明するとなると、一定のスペースがないとこれは説明し切れません。次世代の意味だけを説明しても、その考え方そのものの説明になりません。そういった意味では、市政執行方針の中にも教育執行方針の中にもかなりの部分が言葉の説明だけでは済まない、考え方の説明をしないとわからないという部分がかなりあります。そういった意味では、今御要望はきちっと受けとめさせていただくにしても、今回4月1日号にこの市政執行方針、それから議決いただければ予算の中身もすべて1日号の方に出したいと思っております。

余談になりますが、昨年場合は1日号で市政執行方針を出し、予算の内容は5月1日号で出しました。御承知のとおり、月1回の発行という意味ではそうせざるを得なかったわけでありましたが、これらのものをできるだけ早く市民の皆さんにお知らせするためには、今回は4月1日号すべて両方出したいと思っております。そのためには、一応今回のこの議会の招集も議会と相談をいたしまして、そういったことを頭に置いて招集も早くさせていただいたと。最終日は議会で決めることではありますが、要はちょっと余談になります。今まで過去の市民の皆さんから批判を浴びておりました。つまり議会で終わったばかりなのにすぐ広報に出るといのはどういうことだというわかりやすい御質問、意見があります。今回のそういったことでは、予定されている最終日、議決をされてから輪転機を回すということです。それまでは予定の原稿はつくらせていただきます。そうしないと間に合いません。間に合いませんので、予定の原稿はつくりませんが、輪転機は回しません。議決なってから翌日回すということにいたしますので、もし市民の皆様からそういったお話がございましたら、そういう説明をしていただければありがたいと思えます。

そういった意味で、一定のもう進めをしておりまして、相当なページ数も割かざるを得ないということの中で、今のようなことを含んでいきますと、親切にしようとすればするほど、ちょっと大変なことになってまいりますので、これは今後の市民の皆さんにわかりやすい情報の提供の工夫をさせていただくという受け取りをさせていただきたいと思っております。ただ、意は受けまして、できる範囲の中でできることはさせていただきますと

ということで、すべてはちょっと難しいということだけお酌み取りいただきたいと思いません。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 以上で、田中議員の質問を終わります。

#### 延 会 の 議 決

議長（扇谷知巳氏） お諮りします。

議事の都合により、本日の会議はこの程度にとどめ、残余の質問はあす継続して行うこととし、本日は延会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

本日は延会することに決定しました。

#### 延 会 宣 告

議長（扇谷知巳氏） 本日は、これをもちまして延会します。

御苦労さまでした。

延会 午後 3時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員